

## 第6号様式記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人と、連結法人とを除く法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (4) 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (5) 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となる場合は、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。	
5 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
7 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8 「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9 「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人	法人税法第66条第6項に規定する大通算法人に該当する場合であっても左記(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、記載しないで

	<p>(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>(ロ) 法人税法第4条の3又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第4条の7に規定する受託法人</p> <p>(ハ) 相互会社(外国相互会社を含みます。)</p> <p>(2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人</p>	<p>ください。</p>
10「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	<p>期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。</p>	<p>資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。</p>
11「期末現在の資本金等の額」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。)法第23条第1項第4号の2イ又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イに定める額</p> <p>(2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ニに定める額</p> <p>(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第6条の25第1号に定める金額</p>	
12「道府県民税 事業税の 申告書」 特別法人事業税	<p>空欄は、次のように記載します。</p> <p>(1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合には、「中間」</p> <p>(2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除きます。)又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29又は令和2年旧法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告の場合には、「確定」</p> <p>(3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」</p>	<p>修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄も記載します。</p>
13「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)の「法人税額計」の欄(10の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の10の欄)の金額の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。</p>	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)は、記載する必要はありません。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
14「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項(一般試験研究費に係る</p>	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に</p>

法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(9))の22の欄の金額

※ 租税特別措置法第42条の4第4項又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。

(2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(14))の11の欄の金額

(3) 租税特別措置法第42条の4第13項(同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。)(一般試験研究費又は特別試験研究費に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除)の規定に係る金額(中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。) 法人税の明細書(別表6(16))の14又は28の各欄の金額

(4) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(20))の25の欄の金額

(5) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の25の欄の金額

(6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(22))の19の欄の金額

(7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(23))の18の欄の金額

(8) 租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の39の欄の金額

(9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(25))の10の欄の金額

(10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(31))の32の欄又は法人税の明細書(別表6(28))の22の欄の金額

※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。

(11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(32))の20の欄の金額

(12) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の12の7第4項(事業適応設備を取

限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。

(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	得した場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(33))の35の欄の金額	
15「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書(別表20)の12の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
17「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人(都内分割法人を除きます。) ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人 第10号様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。) 第6号様式別表1の⑭の欄の金額 (ニ) 連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。) 第6号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
18「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、⑳及び㉑の各欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。

		(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「法人税割額(⑤又は⑥× $\frac{1}{100}$ ) ⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、②⑤及び②⑦の各欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
20「道府県民税の特定寄附金税額 控除額⑧」	第7号の3様式の②⑩の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21「税額控除超過額相当額の加算 額⑨」	第7号の2様式別表7(その1)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑩の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式別表7(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑩及び⑪の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22「外国関係会社等に係る控除対 象所得税額等相当額又は個別控 除対象所得税額等相当額の控除 額⑩」	第7号様式(その1)の⑧の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号様式(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑫及び⑬の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23「外国の法人税等の額の控除額 ⑪」	第7号の2様式(その1)の⑭の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑯の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式(その2)の⑮の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑰及び⑱の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
24「差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫ ⑬」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
25「既に納付の確定した当期分の 法人税割額⑭」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。	
26「租税条約の実施に係る法人税 割額の控除額⑮」	「⑬の欄の金額-⑭の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
27「算定期間中において事務所等 を有していた月数⑰」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
28「円× $\frac{⑰}{12}$ ⑱」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 東京都の特別区のみ事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道府県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人道府県分の均等割額に事務所等	(1) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)」

	<p>又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ハ) 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額</p>	<p>の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。</p> <p>(2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。</p>
29「この申告により納付すべき道府県民税額⑯+⑰ ⑱」	⑯又は⑱の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑯又は⑱の欄を零として計算します。	
30「⑱のうち見込納付額 ㉒」	<p>法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限ります。）を含みます。）が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>	
31「東京都に申告する場合の⑦の計算」（⑳から㉓までの各欄）	<p>(1) ㉒の欄は東京都の特別区にのみ事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉓の欄は東京都の市町村にのみ事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。</p> <p>ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載してください。</p> <p style="text-align: center;">法人税額又は個別帰属法人税額×</p> <p style="text-align: center;"><u>東京都の市町村分の従業者数</u> 従業者の総数</p>	<p>東京都以外の道府県に申告する場合には、記載する必要はありません。</p> <p>恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。</p>
32 事業税の「所得割」（㉔から㉗までの各欄）	<p>(1) ㉔の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の㉔の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の㉔の欄の金額から㉕の欄の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) ㉔から㉗までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>(ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉔の欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して</p>	<p>(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必要はありません。</p> <p>(2) その事業年度が1年に満たない場合において、㉔の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉕の欄の金額は、㉔の欄の金額から㉔の欄の金額（端数を切り</p>

	<p>得た金額。以下同じです。)以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉘及び㉙の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉘、㉙及び㉚の各欄に記載します。</p> <p>(ハ) 特別法人(協同組合等)であつて次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超える金額を㉙の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(ニ) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円(その事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときは年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉙の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉙の欄に、年10億円を超える金額を㉚の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) ㉚の欄の課税標準の額は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)(令和4年4月1日以後に開始する事業年度に限りです。)及び法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。</p> <p>(4) ㉘から㉚までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>捨てる前の金額)を控除して算出し、㉘の欄の金額が800万円を超えるとときの㉙の欄の金額は、㉘の欄の金額から㉘及び㉙の各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出します。</p> <p>(3) 法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日(解散した法人にあつては、解散の日)において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p> <p>(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)の合算額を㉘の欄に記載します。</p>
<p>33「付加価値割」(㉜及び㉝の各欄)</p>	<p>(1) ㉜の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉙の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉝の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉜の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>34「資本割」(㉞及び㉟の各欄)</p>	<p>(1) ㉞の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉚の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉟の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉞の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金</p>	

	額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
35「収入割」(㉔及び㉕の各欄)	<p>収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。)を行う法人のみが次のように記載します。</p> <p>(1) ㉔の欄は、電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。)及びガス供給業(法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を除きます。)を行う法人にあつては第6号様式別表6の㉑の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあつては第6号様式別表7の㉒の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあつては第6号様式別表8の㉓の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の㉔の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあつては同表の㉕の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉕の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
36「事業税の特定寄附金税額控除額㉖」	第7号の3様式の㉖の欄の金額を記載します。	
37「差引事業税額 ㉗-㉘-㉙ ㉚」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
38「租税条約の実施に係る事業税額の控除額㉛」	「㉛の欄の金額-㉜の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となる場合は記載しないでください。	
39「この申告により納付すべき事業税額㉝-㉞-㉟ ㊱」及び「㊱の内訳」の各欄(㊲から㊴までの各欄)	㊱の欄は、㉛の欄から㉜の欄及び㉝の欄の金額を控除した金額を記載し、㊲から㊴までの各欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、㊲から㊴までの各欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	「㊱の内訳」の各欄の記載における㊱の欄の金額の控除については、㊲の欄、㉛の欄、㉜の欄、㉝の欄の順に行います。
40「㊱のうち見込納付額 ㊵」	㊵の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
41「差引㊶-㊷ ㊸」	㊸の欄は、㊶の欄から㊷の欄の金額を控除した金額を記載します。	
42「所得割に係る特別法人事業税額㊹」(㊹の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計㊺」又は「軽減税率不適用法人の金額㊻」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計㊵」又は「軽減税率不適用法人の金額㊶」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
43「収入割に係る特別法人事業税額㊿」(㊿の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額㊽」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額㊾」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
44「差引特別法人事業税額㊽-㊾ ㊿」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
45「租税条約の実施に係る特別	「㊿の欄の金額-㊽の欄の金額」と「租税条約の実施に係る	



法人事業税額の控除額㉑	更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
46「この申告により納付すべき特別法人事業税額 ㉒－㉓－㉔㉕」	㉕の欄は、㉒の欄から㉓の欄及び㉔の欄の金額を控除した金額を記載します。	
47「㉕のうち見込納付額㉖」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
48「差引㉗－㉘ ㉙」	㉙の欄は、㉗の欄から㉘の欄の金額を控除した金額を記載します。	
49「所得金額の計算の内訳 (㉚から㉛までの各欄)」	<p>第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。</p> <p>(1) ㉚の欄は、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の42の欄の金額を記載します。</p> <p>ただし、通算法人について、法人税の明細書(別表4付表)の9の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額に加算した金額を、連結申告法人について、法人税の明細書(別表4の2付表)の34の欄に記載された金額がある場合には、その金額を同明細書の42の欄の金額に加算した金額を記載してください。</p> <p>(2) ㉛の欄は、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の42の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条又は令和2年旧法人税法第81条の7の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。</p> <p>(3) ㉜の欄は、法人税の明細書(別表12(1))の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載します。</p> <p>(4) ㉝の欄は、法人税の明細書(別表12(1))の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の「計」の欄の金額の合計額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載します。</p> <p>(5) ㉞の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条又は令和2年旧法人税法第69条若しくは第81条の15に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の30の欄に記載した金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の38の欄に記載した金額を記載します。ただし、減額された外国法人税の額又は個別外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額を記載してください。</p> <p>(6) ㉟の欄は、第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額又は法人税法第59条若しくは令和2年旧法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の㉡の欄、同表の㉢の欄若しくは第6号様式別表11の㉣の欄の金額を記載します。</p>	
50「法人税の所得金額又は個別所得金額㉡」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の52の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあつては	

	法人税の明細書（別表4の2付表）の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。	
51「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額①」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑬、⑭及び⑯の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
52「還付請求」の「中間納付額⑳」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑬の欄又は㉑の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑭の欄に記載した事業税額及び⑯の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。	
53「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は令和2年旧法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。	(1) 資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表5の2(1)付表1)の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
54「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額） (2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）	
55「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「事業税」	法第72条の25第2項から第7項まで（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）又は令和2年旧法第72条の25第4項、第5項若しくは第7項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
56「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「法人税」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（法人税法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項、同法第75条の2第11項第2号又は令和2年旧法人税法第75条の2第8項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。） (2) 連結申告法人のうち、令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が	

	延長されたものとみなされた場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人	
57「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第36号又は令和2年旧法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人 「その他」	
58「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 (1) 連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）又は令和2年旧法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項（令和2年旧法人税法第72条第1項又は第144条の4第1項が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。） * 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項及び第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算します。 (2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人	
59「国外関連者の有無」	外国（わが国と租税条約を締結している国に限ります。）に子会社又は親会社等（租税特別措置法第66条の4又は令和2年旧措置法第66条の4の規定に該当する法人）を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	

## 第6号様式（その2）記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業（以下「特定ガス供給業」といいます。）を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人と、連結法人とを除く法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (4) 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (5) 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。	
5 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
7 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8 「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9 「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間	法人税法第66条第6項に規定する大通算法人に該当する場合であっても左記(1)及び(2)のいずれにも該当し

	<p>にこれらの大法人による完全支配関係がある法人</p> <p>(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>(ロ) 法人税法第4条の3又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限り)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第4条の7に規定する受託法人</p> <p>(ハ) 相互会社(外国相互会社を含みます。)</p> <p>(2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人</p>	<p>ないときは、記載しないでください。</p>
10「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	<p>期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。</p>	<p>資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。</p>
11「期末現在の資本金等の額」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の2イ又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イに定める額</p> <p>(2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ニに定める額</p> <p>(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第6条の25第1号に定める金額</p>	
12「道府県民税 事業税の 申告書」 特別法人事業税	<p>空欄は、次のように記載します。</p> <p>(1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合には、「中間」</p> <p>(2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除きます。)又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29又は令和2年旧法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告の場合には、「確定」</p> <p>(3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」</p>	<p>修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄も記載します。</p>
13「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)の「法人税額計」の欄(10の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の10の欄)の金額の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。</p>	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)は、記載する必要はありません。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
14「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。</p>	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式</p>

- (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(9)）の22の欄の金額
- ※ 租税特別措置法第42条の4第4項又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。
- (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(14)）の11の欄の金額
- (3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6(16)）の14又は28の各欄の金額
- (4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(20)）の25の欄の金額
- (5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(21)）の25の欄の金額
- (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。 法人税の明細書（別表6(22)）の19の欄の金額
- (7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(23)）の18の欄の金額
- (8) 租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(24)）の39の欄の金額
- (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(25)）の10の欄の金額
- (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(31)）の32の欄又は法人税の明細書（別表6(28)）の22の欄の金額
- ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。
- (11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(32)）の20の欄の金額
- (12) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで又は

別表1を提出する法人に限り、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限り）は、記載しないでください。

- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	令和2年旧措置法第42条の12の7第4項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（33））の35の欄の金額	
15「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
17「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人（都内分割法人を除きます。） ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人 第10号様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。） 第6号様式別表1の⑭の欄の金額 (ニ) 連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。） 第6号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
18「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、⑳及び㉑の	(1) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません

帰属法人税額⑥	各欄の金額の合計額を記載してください。	ん。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「法人税割額(⑤又は⑥× $\frac{100}{100}$ )⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、⑤及び⑥の各欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を適用します。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
20「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」	第7号の3様式の⑩の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21「税額控除超過額相当額の加算額⑨」	第7号の2様式別表7(その1)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑩の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式別表7(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑩及び⑪の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」	第7号様式(その1)の⑧の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号様式(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑫及び⑬の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23「外国の法人税等の額の控除額⑪」	第7号の2様式(その1)の⑭の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑯の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式(その2)の⑮の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑰及び⑱の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
24「差引法人税割額⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫ ⑬」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
25「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑭」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。	
26「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑮」	「⑬の欄の金額-⑭の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
27「算定期間中において事務所等を有していた月数⑰」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
28「円× $\frac{⑰}{12}$ ⑱」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 東京都の特別区にのみ事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道府県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所	(1) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を適用します。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金



	<p>等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ハ) 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額</p>	<p>の額又は出資金の額)」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。</p> <p>(2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。</p>
29「この申告により納付すべき道府県民税額⑩+㉑ ㉒」	⑩又は㉑の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑩又は㉑の欄を零として計算します。	
30「㉒のうち見込納付額 ㉓」	<p>法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限ります。）を含みます。）が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>	
31「東京都に申告する場合の⑦の計算」（㉔から㉗までの各欄）	<p>(1) ㉔の欄は東京都の特別区にのみ事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉕の欄は東京都の市町村にのみ事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。</p> <p>ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載してください。</p> <p style="text-align: center;">法人税額又は個別帰属法人税額× <u>東京都の市町村分の従業者数</u> 従業者の総数</p>	<p>東京都以外の道府県に申告する場合には、記載する必要はありません。</p> <p>恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。</p>
32「所得割」（㉘から㉚までの各欄）	<p>(1) ㉘の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の㉙の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉘から㉚までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>(ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉘の欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合に</p>	<p>(1) その事業年度が1年に満たない場合において、㉘の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉙の欄の金額は、㉘の欄の金額から㉘の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、㉘の欄の金額が800万円を超えると</p>

	<p>は、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはその金額を㉔の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉔及び㉕の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉔、㉕及び㉖の各欄に記載します。</p> <p>(ハ) 特別法人(協同組合等)であって次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉔の欄に、年400万円を超え年400万円以下の金額を㉕の欄に、年400万円を超える金額を㉖の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(ニ) 租税特別措置法第68条第1項又は令和2年旧措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉔の欄に、年400万円を超え年10億円(その事業年度が1年に満たない場合には10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときは年400万円以下の金額を㉔の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉕の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を㉔の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉕の欄に、年10億円を超える金額を㉖の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) ㉓の欄の課税標準の額は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)(令和4年4月1日以後に開始する事業年度に限りです。)及び法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。</p> <p>(4) ㉔から㉖までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>きの㉑の欄の金額は、㉔の欄の金額から㉔及び㉕の各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出します。</p> <p>(2) 法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日(解散した法人にあつては、解散の日)において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)の合算額を㉔の欄に記載します。</p>
<p>33「付加価値割」(㉔及び㉕の各欄)</p>	<p>(1) ㉔の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉕の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>34「資本割」(㉖及び㉗の各欄)</p>	<p>(1) ㉖の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の㉒の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉗の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉖の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p>	

	<p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
35「収入割」(㉔及び㉕の各欄)	<p>(1) ㉔の欄は、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち、電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。）及びガス供給業（特定ガス供給業を除きます。）を行う法人にあつては同号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の㉑の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあつては第6号様式別表7の㉒の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあつては第6号様式別表8の㉓の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の㉔の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあつては同表の㉕の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉕の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第2号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
36「所得割」(㉖及び㉗の各欄)	<p>(1) ㉖の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の㉘の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉗の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉖の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）の合算額を㉖の欄に記載します。</p>
37「付加価値割」(㉘及び㉙の各欄)	<p>(1) ㉘の欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉙の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉘の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
38「資本割」(㉚及び㉛の各欄)	<p>(1) ㉚の欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の㉒の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉛の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉚の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数がある</p>	

	とき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
39「収入割」(④⑥及び④⑦の各欄)	(1) ④⑥の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑩の欄の金額を記載します。 (2) ④⑦の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては④⑥の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
40「事業税の特定寄附金税額控除額④⑨」	第7号の3様式の⑩の欄の金額を記載します。	
41「差引事業税額④⑧-④⑨-④⑩ ④⑪」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
42「租税条約の実施に係る事業税額の控除額④⑫」	「④⑪の欄の金額-④⑫の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
43「この申告により納付すべき事業税額④⑬-④⑭-④⑮ ④⑯」及び「④⑯の内訳」の各欄(④⑮から④⑳までの各欄)	④⑯の欄は、④⑬の欄から④⑭の欄及び④⑮の欄の金額を控除した金額を記載し、④⑮から④⑳までの各欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、④⑮から④⑳までの各欄に 負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	
44「④⑯のうち見込納付額④㉑」	④㉑の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
45「差引④㉒-④㉓ ④㉔」	④㉔の欄は、④㉑の欄から④㉓の欄の金額を控除した金額を記載します。	
46「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額④㉕」(④㉕の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計④㉖」又は「軽減税率不適用法人の金額④㉗」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計④㉘」又は「軽減税率不適用法人の金額④㉙」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
47「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額④㉚」(④㉚の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額④㉛」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額④㉜」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
48「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額④㉝」(④㉝の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額④㉞」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額④㉟」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
49「差引特別法人事業税額④㊱-④㊲ ④㊳」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
50「租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額④㊴」	「④㊳の欄の金額-④㊴の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	

51「この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑩-⑪-⑫ ⑬」	⑬の欄は、⑩の欄から⑪の欄及び⑫の欄の金額を控除した金額を記載します。	
52「⑬のうち見込納付額⑭」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
53「差引⑬-⑭ ⑮」	⑮の欄は、⑬の欄から⑭の欄の金額を控除した金額を記載します。	
54「法人税の所得金額又は個別所得金額⑯」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の52の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2附表）の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。	
55「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑰」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑯、⑱及び⑲の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
56「還付請求」の「中間納付額⑳」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑯の欄又は㉑の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑱の欄に記載した事業税額及び⑲の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。	
57「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は令和2年旧法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。	(1) 資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表5の2(1)附表1）の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
58「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額） (2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）	
59「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「事業税」	法第72条の25第2項から第7項まで（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）又は令和2年旧法第72条の25第4項、第5項若しくは第7項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
60「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「法人税」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）、又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（法人税法第75条の2第	

	<p>8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項、同法第75条の2第11項第2号又は令和2年旧法人税法第75条の2第8項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）</p> <p>(2) 連結申告法人のうち、令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p>	
61「法人税の申告書の種類」	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 法人税法第2条第36号又は令和2年旧法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」</p> <p>(2) その他の申告書を提出する法人 「その他」</p>	
62「翌期の中間申告の要否」	<p>次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）又は令和2年旧法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項（令和2年旧法人税法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）</p> <p>* 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項及び第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算します。</p> <p>(2) 連結申告法人にあつては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人</p>	
63「国外関連者の有無」	<p>外国（わが国と租税条約を締結している国に限ります。）に子会社又は親会社等（租税特別措置法第66条の4又は令和2年旧措置法第66条の4の規定に該当する法人）を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p>	

## 第6号様式（その3）記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業（以下「特定ガス供給業」といいます。）を行う法人（同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と特定ガス供給業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と特定ガス供給業とを併せて行う法人を含みます。）が仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人と、連結法人とを除く法人が行う中間申告に限りです。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (4) 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (5) 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。	
5 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
7 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8 「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9 「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間	法人税法第66条第6項に規定する大通算法人に該当する場合であっても左記(1)及び(2)のいずれにも該当し

	<p>にこれらの大法人による完全支配関係がある法人</p> <p>(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>(ロ) 法人税法第4条の3又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第4条の7に規定する受託法人</p> <p>(ハ) 相互会社(外国相互会社を含みます。)</p> <p>(2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人</p>	<p>ないときは、記載しないでください。</p>
10「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	<p>期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。</p>	<p>資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。</p>
11「期末現在の資本金等の額」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人(③に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の2イ又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イに定める額</p> <p>(2) 連結申告法人(③に掲げる法人を除きます。) 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ニに定める額</p> <p>(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第6条の25第1号に定める金額</p>	
12「道府県民税 事業税の 申告書」 特別法人事業税	<p>空欄は、次のように記載します。</p> <p>(1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合には、「中間」</p> <p>(2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除きます。)又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29又は令和2年旧法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告の場合には、「確定」</p> <p>(3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」</p>	<p>修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄も記載します。</p>
13「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)の「法人税額計」の欄(10の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の10の欄)の金額の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。</p>	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)は、記載する必要はありません。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
14「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。</p>	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式</p>



- (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(9)）の22の欄の金額
- ※ 租税特別措置法第42条の4第4項又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。
- (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(14)）の11の欄の金額
- (3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6(16)）の14又は28の各欄の金額
- (4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(20)）の25の欄の金額
- (5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(21)）の25の欄の金額
- (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。 法人税の明細書（別表6(22)）の19の欄の金額
- (7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(23)）の18の欄の金額
- (8) 租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(24)）の39の欄の金額
- (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(25)）の10の欄の金額
- (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(31)）の32の欄又は法人税の明細書（別表6(28)）の22の欄の金額
- ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。
- (11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(32)）の20の欄の金額
- (12) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで又は

別表1を提出する法人に限り、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限り）は、記載しないでください。

- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	令和2年旧措置法第42条の12の7第4項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(33)の35の欄の金額	
15「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
17「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人（都内分割法人を除きます。） ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人 第10号様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。） 第6号様式別表1の⑭の欄の金額 (ニ) 連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。） 第6号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
18「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、⑭及び⑯の	(1) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。

は個別帰属法人税額⑥」	各欄の金額の合計額を記載してください。	ん。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「法人税割額(⑤又は⑥× $\frac{100}{100}$ ) ⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、⑤及び⑦の各欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
20「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」	第7号の3様式の⑩の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21「税額控除超過額相当額の加算額⑨」	第7号の2様式別表7(その1)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑩の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式別表7(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑩及び⑪の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」	第7号様式(その1)の⑧の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号様式(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑫及び⑬の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23「外国の法人税等の額の控除額⑪」	第7号の2様式(その1)の⑭の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑯の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式(その2)の⑮の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑯及び⑰の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
24「差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫ ⑬」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
25「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑭」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。	
26「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑮」	「⑬の欄の金額-⑭の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となる場合は記載しないでください。	
27「算定期間中において事務所等を有していた月数⑰」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
28「円× $\frac{⑰}{12}$ ⑱」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 東京都の特別区のみ事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道府県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所	(1) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金

	<p>等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ハ) 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額</p>	<p>の額又は出資金の額)」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。</p> <p>(2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。</p>
29「この申告により納付すべき道府県民税額⑩+⑳ ㉑」	⑩又は⑳の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑩又は⑳の欄を零として計算します。	
30「㉑のうち見込納付額 ㉒」	<p>法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限りません。）を含みます。）が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>	
31「東京都に申告する場合の㉓の計算」（㉓から㉗までの各欄）	<p>(1) ㉓の欄は東京都の特別区にのみ事務所等を有する内国法人にあつては⑤の欄の金額を記載し、東京都の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあつては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあつては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉔の欄は東京都の市町村にのみ事務所等を有する内国法人にあつては⑤の欄の金額を記載し、東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあつては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあつては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。</p> <p>ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載してください。</p> $\text{法人税額又は個別帰属法人税額} \times \frac{\text{東京都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$	<p>東京都以外の道府県に申告する場合には、記載する必要はありません。</p> <p>恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。</p>
32「所得割」（㉘から㉚までの各欄）	<p>(1) ㉘の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の㉞の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉘から㉙までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>(ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉘の欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合に</p>	<p>(1) その事業年度が1年に満たない場合において、㉘の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉙の欄の金額は、㉘の欄の金額から㉚の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、㉘の欄の金額が800万円を超えると</p>

	<p>は、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはその金額を㉑の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉑及び㉒の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉑、㉒及び㉓の各欄に記載します。</p> <p>(ハ) 特別法人(協同組合等)であって次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉑の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉑の欄に、年400万円を超える金額を㉒の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(ニ) 租税特別措置法第68条第1項又は令和2年旧措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉑の欄に、年400万円を超え年10億円(その事業年度が1年に満たない場合には10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときは年400万円以下の金額を㉑の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉒の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を㉑の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉒の欄に、年10億円を超える金額を㉓の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) ㉓の欄の課税標準の額は、法第72条の2第1項第1号に掲げる法人(外形対象法人)(令和4年4月1日以後に開始する事業年度に限りです。)及び法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。</p> <p>(4) ㉑から㉓までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>きの㉑の欄の金額は、㉒の欄の金額から㉑及び㉒の各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出します。</p> <p>(2) 法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日(解散した法人にあつては、解散の日)において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)の合算額を㉑の欄に記載します。</p>
<p>33「付加価値割」(㉔及び㉕の各欄)</p>	<p>(1) ㉔の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる法人(外形対象法人)が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の㉔の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉕の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>34「資本割」(㉖及び㉗の各欄)</p>	<p>(1) ㉖の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる法人(外形対象法人)が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の㉖の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉗の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉖の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p>	

	<p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
35「収入割」(㉔及び㉕の各欄)	<p>(1) ㉔の欄は、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち、電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。）並びにガス供給業（特定ガス供給業を除きます。）を行う法人にあつては同号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑪の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあつては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあつては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の⑱の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあつては同表の㉓の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉕の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第2号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
36「所得割」(㉖及び㉗の各欄)	<p>(1) ㉖の欄は、法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の㉔の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉗の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉖の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）の合算額を㉖の欄に記載します。</p>
37「付加価値割」(㉘及び㉙の各欄)	<p>(1) ㉘の欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の⑪の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉙の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉘の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
38「資本割」(㉚及び㉛の各欄)	<p>(1) ㉚の欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の㉔の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉛の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉚の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数がある</p>	

	<p>とき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
39「収入割」(㉔及び㉕の各欄)	<p>(1) ㉔の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑪の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉕の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
40「付加価値割」(㉖及び㉗の各欄)	<p>(1) ㉖の欄は、特定ガス供給業に係る第6号様式別表5の2の⑪の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉗の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉖の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては特定ガス供給業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
41「資本割」(㉘及び㉙の各欄)	<p>(1) ㉘の欄は、特定ガス供給業に係る第6号様式別表5の2の㉙の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉙の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉘の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては特定ガス供給業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
42「収入割」(㉚及び㉛の各欄)	<p>(1) ㉚の欄は、特定ガス供給業に係る第6号様式別表6の⑪の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉛の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉚の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては特定ガス供給業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
43「事業税の特定寄附金税額控除額㉜」	<p>第7号の3様式の⑪の欄の金額を記載します。</p>	
44「差引事業税額 ㉝－㉞－㉟ ㊱」	<p>この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
45「租税条約の実施に係る事業税額の控除額㊲」	<p>「㊱の欄の金額－㉞の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。</p> <p>この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しない</p>	

	ください。	
46「この申告により納付すべき事業税額⑤⑦-⑤⑧-⑤⑨ ⑥」	⑥の欄は、⑤⑦の欄から⑤⑧の欄及び⑤⑨の欄の金額を控除した金額を記載します。	
47「法人税の所得金額又は個別所得金額⑩」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の52の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。	
48「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑪」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑫、⑬及び⑭の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
49「還付請求」の「中間納付額⑮」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑯の欄又は⑰の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑱の欄に記載した事業税額及び⑲の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。	
50「⑳の内訳」の各欄（㉑から㉒までの各欄）	㉑から㉒までの各欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、㉑から㉒までの各欄に 負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	
51「㉓のうち見込納付額㉔」	㉔の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）又は令和2年旧法第72条の25第5項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
52「差引㉕-㉖ ㉗」	㉗の欄は、㉕の欄から㉖の欄の金額を控除した金額を記載します。	
53「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額㉘」	㉘の欄は、標準税率が適用される法人については、「計㉙」又は「軽減税率不適用法人の金額㉚」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計㉙」又は「軽減税率不適用法人の金額㉚」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
54「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額㉛」	㉛の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉜」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額㉜」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
55「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額㉝」	㉝の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額㉞」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額㉞」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
56「法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額㉟」	㉟の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額㊱」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額㊱」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
57「差引特別法人事業税額⑳-㉑ ㉒」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
58「租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額㉓」	「㉔の欄の金額-㉕の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となる場合は記載しないでください。	
59「この申告により納付すべき特別法人事業税額㉖-㉗-㉘ ㉙」	㉙の欄は、㉖の欄から㉗の欄及び㉘の欄の金額を控除した金額を記載します。	
60「㉚のうち見込納付額㉛」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記	



	載します。	
61「差引⑩－⑪ ⑫」	⑫の欄は、⑩の欄から⑪の欄の金額を控除した金額を記載します。	
62「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は令和2年旧法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。	(1) 資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表5の2(1)付表1)の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
63「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額） (2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）	
64「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「事業税」	法第72条の25第2項から第7項まで（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）又は令和2年旧法第72条の25第4項、第5項若しくは第7項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
65「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「法人税」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）、又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（法人税法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項、同法第75条の2第11項第2号又は令和2年旧法人税法第75条の2第8項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。） (2) 連結申告法人のうち、令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人	
66「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第36号又は令和2年旧法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人 「その他」	
67「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 (1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該	

	<p>法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）又は令和2年旧法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項（令和2年旧法人税法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）</p> <p>* 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項及び第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算します。</p> <p>(2) 連結申告法人にあつては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人</p>	
68「国外関連者の有無」	<p>外国（わが国と租税条約を締結している国に限ります。）に子会社又は親会社等（租税特別措置法第66条の4又は令和2年旧措置法第66条の4の規定に該当する法人）を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p>	

## 第6号様式別表1記載の手引

### 1 この計算書の用途等

この計算書は、通算法人及び通算法人であった法人（控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象還付対象欠損調整額、控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限ります。）が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人税における通算承認の有無①」	通算法人にあつては「有（通算法人）」を、その他の法人にあつては「無（通算法人以外の法人）」を○印で囲んで表示します。	
5「通算親法人・子法人の区分②」	通算親法人にあつては「通算親法人」を、通算子法人にあつては「通算子法人」を○印で囲んで表示します。	①の欄において「有（通算法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。
6「法人の区分③」	自らの法人の区分を○印で囲んで表示します。	
7「通算対象欠損金額④」	当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第53条第11項に規定する通算対象欠損金額をいいます。）がある場合に、法人税の明細書（別表7の3）の5の欄の金額を記載します。	
8「加算対象通算対象欠損調整額⑤」	④の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第53条第1項に規定する6月経過日の前日）における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
9「被配賦欠損金控除額⑥」	当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第53条第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいいます。）がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 法人税の明細書（別表7(2)付表1）の21の「計」の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 法人税の明細書（別表7(2)付表1）の当該事業年度開始の前日10年以内に開始した各事業年度の18の欄の金額から5の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、20の欄の数値を乗じて得た金額の合計額	
10「加算対象被配賦欠損調整額⑦」	⑥の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第53条第1項に規定する6月経過日の前日）における法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
11「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」	(1) 法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」又は法人税の明細書（別表6(9)付表）の31若しくは36の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含みます。）に該	

	<p>当しない法人の法人税の明細書（別表6(10)付表）の30又は35の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6(14)付表）の19又は24の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。</p> <p>(2) 括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」又は法人税の明細書（別表6(9)付表）の31若しくは36の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含みます。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表6(10)付表）の30又は35の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6(14)付表）の19又は24の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p>	
<p>12「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額⑨」</p>	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(9)）の22の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(14)）の11の欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6(16)）の14又は28の各欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(20)）の25の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(21)）の25の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(22)）の19の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(23)）の18の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(24)）の39の欄の金額</p>	

	<p>(9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(25)）の10の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(31)）の32の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(32)）の20の欄の金額</p> <p>(12) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(33)）の35の欄の金額</p>	
13「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額 ⑤+⑦ ⑩」	⑤及び⑦の各欄の金額の合計額を記載します。	
14「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額 ⑪」	次に掲げる各欄の金額の合計額を記載します。 (1) 第6号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (2) 第6号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (3) 第6号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (4) 第6号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (5) 第6号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (6) 第6号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額	
15「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額 ⑫」	第6号様式別表2の5の④の「計」及び第6号様式別表2の6の⑤の「計」の各欄の金額の合計額を記載します。	
16「退職年金等積立金に係る法人税額 ⑬」	法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。	
17「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ⑧+⑨+⑩-⑪-⑫+⑬ ⑭」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

## 第6号様式別表1の2記載の手引

### 1 この計算書の用途等

この計算書は、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第6号様式~~表1~~、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1の3）の「法人税額計」の欄（6及び29の欄）の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。	
5「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（9））の22の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（14））の11の欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（20））の25の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（21））の25の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（22））の19の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（23））の18の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（24））の39の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（25））の10の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（31））</p>	

	<p>の32の欄</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(32)）の20の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(33)）の35の欄の金額</p>	
6「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。	
7「課税標準となる法人税額 ① + ② - ③ ④」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	<p>(1) 東京都の特別区にのみ内の事務所又は事業所（下「事務所等」といいます。）を有する法人及び東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する法人は、この欄の金額を第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の㉔又は㉕の欄に記載します。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人はこの欄の金額を第10号様式の⑤の欄に記載します。</p>
8「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑤」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし東京都に申告する場合には、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の㉔及び㉕の各欄の金額の合計額を記載してください。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。
9「法人税割額（④又は⑤× $\frac{1}{100}$ ）⑥」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は④の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の㉕と㉖の各欄の金額の合計額を記載してください。	税額の計算を行う場合の率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。
10「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑦」	第7号の3様式の㉗の欄の金額を記載します。	
11「外国の法人税等の額の控除額⑧」	第7号の2様式（その1）の⑭の欄の金額（2以上の道府県に事務所等を有する法人にあっては、㉗の欄の当該道府県分の金額）又は第7号の2様式（その2）の⑮の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、㉘及び㉙の各欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。	
12「差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧⑨」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

## 第6号様式別表1の3記載の手引

### 1 この計算書の用途等

この計算書は、連結法人及び連結法人であった法人（控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除きます。）が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める個別帰属額等を記載した書類又は法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 連結申告法人 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」（以下「個別帰属額届出書」といいます。）の10の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額に係る個別帰属額（個別帰属額届出書の10の欄の上段に外書として記載された金額）、個別帰属特別控除取戻税額（個別帰属額届出書の5の欄の金額）及び個別土地譲渡利益金額に対する法人税額（個別帰属額届出書の7の欄の金額）の合計額（これらの金額がない場合には零）を記載します。 (2) 連結申告法人以外の法人 法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の金額の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。	
5「試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (イ) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(9)）の22の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (ロ) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(14)）の11の欄の金額 (ハ) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(20)）の25の欄の金額 (ニ) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別	



- 区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の25の欄の金額
- (ホ) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(22))の19の欄の金額
- (ハ) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(23))の18の欄の金額
- (ト) 租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の39の欄の金額
- (チ) 租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(25))の10の欄の金額
- (リ) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(31))の32の欄又は法人税の明細書(別表6(28))の22の欄の金額
- ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。
- (ヌ) 租税特別措置法第42条の12の6第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(32))の20の欄の金額
- (ル) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の12の7第4項(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(33))の35の欄の金額
- (2) 連結申告法人にあつては、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。
- (イ) 令和2年旧措置法第68条の9第1項から第3項まで(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6の2(5)付表)の18の欄の金額
- ※ 令和2年旧措置法第68条の9第4項から第6項まで(中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。
- (ロ) 令和2年旧措置法第68条の9第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(9)付表)の11の欄の金額
- (ハ) 令和2年旧措置法第68条の14第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)

	<p>の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6の2(13)の18の欄の金額</p> <p>(ニ) 令和2年旧措置法第68条の14の2第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6の2(14)）の18の欄の金額</p> <p>(ホ) 令和2年旧措置法第68条の14の3第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(15)）の12の欄の金額</p> <p>(ハ) 令和2年旧措置法第68条の15第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(16)）の11の欄の金額</p> <p>(ト) 令和2年旧措置法第68条の15の2第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(17)付表3）の17の欄及び20の欄の合計金額</p> <p>(チ) 令和2年旧措置法第68条の15の3第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6の2(18)）の20の欄の金額</p> <p>(リ) 令和2年旧措置法第68条の15の6第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(21)付表）の8の欄の金額</p> <p>※ 令和2年旧措置法第68条の15の6第2項（中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(ス) 令和2年旧措置法第68条の15の6の2第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(24)）の15の欄の金額</p> <p>(ル) 令和2年旧措置法第68条の15の7第4項から第6項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(25)）の32の欄の金額</p>	
6「差引個別帰属法人税額（①+②）と①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①+②）③」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人 ①+②の金額と①の欄の上段の（ ）内の金額のうちいずれか多い金額</p> <p>(2) 連結申告法人以外の法人 ①+②の金額 この場合において、その金額が赤字額となるときは零を記載します。</p>	
7「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」	第6号様式別表2の7の⑤の「計」及び第6号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額を記載します。	
8「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」	第6号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。	
9「退職年金等積立金に係る法人税額⑥」	法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。	
10「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額③-④-⑤+⑥⑦」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11「当期に発生した控除対象個別	(1) ①の欄の上段の（ ）内の金額から①+②の金額を差し引	①+②の金額が赤字額であ

<p>帰属税額（①の括弧書）－（①＋②）⑧」</p>	<p>いた金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額になる場合には記載しないでください。 (2) この欄の金額は、第6号様式別表2の8の「当期分」の欄の①の欄に転記してください。</p>	<p>っても、そのまま負数として計算します。</p>
<p>12「法人税における連結納税の承認の有無⑨」</p>	<p>連結法人に該当する場合には「有（連結法人）」を、その他の法人は「無（連結法人以外の法人）」を○印で囲んで表示します。</p>	
<p>13「連結親法人・子法人の区分⑩」</p>	<p>連結親法人にあつては「連結親法人」を、連結子法人にあつては「連結子法人」を○印で囲んで表示します。</p>	<p>⑨の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。</p>
<p>14「連結親法人の区分⑪」</p>	<p>⑩の欄において「連結親法人」を○印で囲んだ法人は自らの区分を、「連結子法人」を○印で囲んだ法人は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の区分を○印で囲んで表示します。</p>	<p>⑨の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。</p>
<p>15「連結子法人の区分⑫」</p>	<p>令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法人にあつては「特定連結子法人」を、その他の連結子法人にあつては「非特定連結子法人」を○印で囲んで表示します。</p>	<p>⑩の欄において「連結子法人」を○印で囲んだ法人が記載します。</p>
<p>16「法人税の申告区分⑬」</p>	<p>連結申告法人にあつては「連結申告」を、その他の法人にあつては「単体申告」を○印で囲んで表示します。</p>	<p>⑨の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。</p>

## 第6号様式別表2記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額について、法第53条第3項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。
- (2) 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度においては法人税法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類(最初通算事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書(別表7(2))の写し、当該事業年度の直前の事業年度における法人税の明細書(別表7(1)、(2))の写し等)も併せて添付してください。また、同項に規定する通算承認の効力が生じた日(以下「通算承認の効力が生じた日」といいます。)の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業(以下「新たな事業」といいます。)を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類(新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書(別表7(2))の写し、当該事業年度の直前の事業年度における法人税の明細書(別表7(1)、(2))の写し等)も併せて添付してください。
- (3) 法第53条第5項に規定する被合併法人等の控除未済通算適用前欠損調整額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済通算適用前欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)がある場合には、当該控除未済通算適用前欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算適用前欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「通算適用前欠損金額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額について、古い事業年度の分から順次記載します。	法第53条第3項の規定による控除は、通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度において、1(2)に掲げる書類を添付した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象通算適用前欠損調整額②」	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ①の欄に記載した金額に、最初通算事業年度の終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日)における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(イ) 2以上の最初通算事業年度終了の日がある場合 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日</li> <li>(ロ) 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合において法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額がある場合 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日</li> <li>(ハ) 最初通算事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第53条第3項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日</li> </ol> </li> <li>(2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2  (ロ) 協同組合等である通算法人 100分の19  (ハ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19</li> </ol>	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。	

- |  |
|--|
| (1) 次の各欄の金額の合計額                                  |
| (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額                             |
| (ロ) 第6号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額                        |
| (ハ) 第6号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額                        |
| (ニ) 第6号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額                        |
| (ホ) 第6号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額                        |
| (ヘ) 第6号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額                        |
| (2) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 |

## 第6号様式別表2の2記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額について、法第53条第8項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。
- (2) 合併等事業年度においては法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類(当該法人が合併等事業年度に国の税務官署に提出する法人税の明細書(別表7(2))の写し、被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度に係る法人税の明細書(別表7(1))の写し等)を併せて添付してください。
- (3) 法第53条第7項に規定する被合併法人等の控除未済合併等前欠損金額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済合併等前欠損金額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)に係る控除対象合併等前欠損調整額がある場合には、当該控除対象合併等前欠損調整額と同条第8項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象合併等前欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「合併等前欠損金額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額について、古い事業年度の分から順次記載します。	法第53条第8項の規定による控除は、合併等事業年度において、1(2)に掲げる書類を添付した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象合併等前欠損調整額②」	①の欄に記載した金額に、合併等事業年度終了の日(合併等事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第53条第1項に規定する6月経過日の前日)における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	次の(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第6号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第6号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第6号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第6号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第6号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額 (2) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額	

## 第6号様式別表2の3記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額について、法第53条第13項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。
- (2) 法第53条第15項に規定する被合併法人等の控除未済通算対象所得調整額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済通算対象所得調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)がある場合には、当該控除未済通算対象所得調整額と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算対象所得調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「通算対象所得金額①」	通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書(別表7の3)の11の欄の金額を、古い事業年度の分から順次記載します。	法第53条第13項の規定による控除は、通算対象所得金額の生じた事業年度において、当該事業年度について法人税法第64条の5第3項の規定の適用があることを証する書類(法人税の明細書(別表7の3)の写し等)を添付した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象通算対象所得調整額②」	(1) ①の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日)における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第53条第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第53条第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第6号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第6号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第6号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第6号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第6号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額	

(2) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額
--



## 第6号様式別表2の4記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額について、法第53条第19項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。
- (2) 法第53条第21項に規定する被合併法人等の控除未済配賦欠損調整額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済配賦欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)がある場合には、当該控除未済配賦欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象配賦欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「配賦欠損金控除額①」	<p>配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 当該事業年度の法人税の明細書(別表7(2)付表1)の22の「計」の欄の金額</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該事業年度の法人税の明細書(別表7(2)付表1)の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の5の欄の金額から18の欄の金額を控除した額(当該金額が零を下回る場合には、零)に、20の欄の数値を乗じて得た金額の合計額</p>	<p>法第53条第19項の規定による控除は、配賦欠損金控除額の生じた事業年度において、当該事業年度について法人税法第57条第1項の規定の適用があることを証する書類(法人税の明細書(別表7(2)付表1)の写し等)を添付した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出していることが必要です。</p>
2「控除対象配賦欠損調整額②」	<p>(1) ①の欄に記載した金額に、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める日)における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>(イ) 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第53条第19項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日</p> <p>(ロ) 法第53条第21項に規定する被合併法人等の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日</p> <p>(2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2                      (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2                      (ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19                      (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19                      (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19</p>	
3「控除未済額④」	<p>②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。</p>	
4「当期控除額⑤」	<p>⑤の欄は、次の(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。</p> <p>(1) 次の各欄の金額の合計額</p> <p>(イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額                      (ロ) 第6号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額                      (ハ) 第6号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額                      (ニ) 第6号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額                      (ホ) 第6号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額                      (ヘ) 第6号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額</p>	

(2) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額

## 第6号様式別表2の5記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りず。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第80条第5項に規定する中間期間をいいます。以下同じです。）（法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除きます。）又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（令和2年旧法人税法第80条第5項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（令和2年旧法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第53条第23項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第53条第24項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第28項又は令和2年旧法第53条第13項若しくは第16項に規定する被合併法人等の控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額とを区分し、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載します。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2 「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において法人税法第80条若しくは第144条の13又は令和2年旧法人税法第80条の規定により欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において令和2年旧法人税法第81条の31の規定により連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の中から順次記載します。	法第53条第23項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定による控除は、控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度又は控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結事業年度以後において、連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
3 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の中から順次記載します。	
4 「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額（(3)においては、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額）を超えない範囲内で記載します。 (1) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除きます。） (i) この明細書の④の「計」の欄の金額 (ii) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額	

	<p>(2) 第6号様式別表1を提出する法人</p> <p>(イ) この明細書の④の「計」及び第6号様式別表2の6の⑤の「計」の各欄の金額の合計額</p> <p>(ロ) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑩の欄の金額の合計額を控除した金額</p> <p>(3) 第6号様式別表1の2を提出する法人</p> <p>(イ) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人</p> <p>(i) この明細書の恒久的施設帰属所得に係る④の「計」の欄の金額</p> <p>(ii) 第6号様式別表1の2(イ)の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額</p> <p>(ロ) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人</p> <p>(i) この明細書の恒久的施設非帰属所得に係る④の「計」の欄の金額</p> <p>(ii) 第6号様式別表1の2(ロ)の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額</p> <p>(4) 第6号様式別表1の3を提出する法人</p> <p>(イ) この明細書の④の「計」の欄の金額</p> <p>(ロ) 第6号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額及び④の欄の金額の合計額を控除した金額</p>
--	---

## 第6号様式別表2の6記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいいます。以下同じです。）において生じた還付対象欠損金額について、法第53条第26項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 法第53条第28項に規定する被合併法人等の控除未済還付対象欠損調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済還付対象欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済還付対象欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象還付対象欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各中間期間ごとに記載します。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「還付対象欠損金額①」	還付対象欠損金額の生じた各事業年度又は各中間期間について、当該事業年度又は中間期間の法人税の明細書（別表7(2)）の3の「当期分」の欄の金額及び6の「当期分」の欄の金額の合計額を、古い事業年度の分から順次記載します。	法第53条第26項の規定による控除は、還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象還付対象欠損調整額②」	(1) ①の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第53条第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第53条第28項に規定する被合併法人等の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該控除対象欠損金額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) この明細書の⑤の「計」及び第6号様式別表2の5の④の「計」の各欄の金額の合計額 (2) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑩の欄の金額の合計額を控除した金額	

## 第6号様式別表2の7記載の手引

### 1 この明細書の用途等

(1) この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第53条第5項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においては所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類（連結親法人が最初連結事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7の2付表1）の写し、連結親法人の設立後に連結子法人が設立されたことを確認することができる書類等）も併せて添付してください。

(2) 令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第7項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済個別帰属調整額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」	当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の中から順次記載します。	令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項の規定による控除は、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度において1(1)に掲げる書類を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象個別帰属調整額②」	①の欄に記載した金額に、最初連結事業年度（2以上ある場合には、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。）の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の23.2。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の25.5。最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の23.9。最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の23.4。 (2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20 (3) 租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の中から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第6号様式別表1を提出する法人	

	<p>(イ) この明細書の⑤の「計」、第6号様式別表2の⑤の「計」、第6号様式別表2の2の⑤の「計」、第6号様式別表2の3の⑤の「計」、第6号様式別表2の4の⑤の「計」及び第6号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額</p> <p>(ロ) 第6号様式別表1の8から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額</p> <p>(2) 第6号様式別表1の3を提出する法人</p> <p>(イ) この明細書の⑤の「計」及び第6号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額</p> <p>(ロ) 第6号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額</p>	
--	--	--

## 第6号様式別表2の8記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第5条第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第53条第9項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第10項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属税額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済個別帰属税額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属税額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「控除対象個別帰属税額①」	当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第9項の規定による控除は、控除対象個別帰属税額の生じた連結事業年度以後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	
3 「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(i)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第6号様式別表1を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」、第6号様式別表2の⑤の「計」、第6号様式別表2の2の⑤の「計」、第6号様式別表2の3の⑤の「計」、第6号様式別表2の4の⑤の「計」及び第6号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第6号様式別表1の3を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」及び第6号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第6号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額	



## 第6号様式別表5記載の手引

### 1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第3号若しくは第4号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年旧法」といいます。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。）、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限り、）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の3第1項、第66条の13、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第18条の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人、政令第21条の2の3若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人又は都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 外国の事業に帰属する所得のある法人又は非課税等所得のある法人は、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号ロに掲げる事業と同項第3号又は第4号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号イに掲げる法人に限ります。）にあつては、同項第1号ロに掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号又は第4号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第3号イに掲げる法人に限ります。）にあつてはそれぞれの事業に係る単年度損益の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この計算書を第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
3「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号 ・ 第4号 」 に掲げる事業	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
4「所得金額又は個別所得金額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の金額を記載します。 ただし、通算法人については、法人税の明細書（別表4付表）の9の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額に加算した金額を、連結申告法人について、法人税の明細書（別表4の2付表）の34の欄に記載された金額がある場合には、その金額を同明細書の42の欄の金額に加算した金額を記載します。	
5「損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額②」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条又は令和2年旧法人税法第81条の7の規定によ	

	り納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には、記載する必要はありません。	
6「損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額③」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の34の欄の計算上損金の額に算入している分配時調整外国税相当額がある場合において、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の42の欄の計算上損金の額に算入している分配時調整外国税相当額がある場合において、当該分配時調整外国税相当額を記載します。したがって、法人税法第41条の2又は令和2年旧法人税法第81条の8の2の規定により納付した分配時調整外国税相当額を損金の額に算入していない場合には、記載する必要はありません。	
7「損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額④」	法人税の明細書(別表12(1))の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に係る部分の金額に限ります。)を記載します。	
8「損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額⑤」	①の欄の金額の計算上損金の額に算入した外国法人税の額又は個別外国法人税の額を記載します。	
9「益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額⑥」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の37の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の44の欄の金額を記載します。	
10「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額⑦」及び「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額⑧」	法人税法第62条第2項又は第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の38の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の45の欄の金額を記載します。	
11「益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額⑨」	法人税の明細書(別表12(1))の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の各欄の金額の合計額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載します。	
12「外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額⑩」	連結申告法人以外の法人にあつては⑤の欄の金額及び法人税の明細書(別表4)の30の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額(ただし、減額された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額)を、連結申告法人にあつては⑤の欄の金額及び法人税の明細書(別表4の2付表)の38の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された個別外国法人税の額(ただし、減額された個別外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課された外国法人税の額を記載します。
13「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑪」	法第72条の24前段に規定する方法(区分計算)により事業税に係る所得計算をする法人が記載し、連結申告法人以外の法人にあつては⑤の欄の金額及び法人税の明細書(別表4)の30の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額(ただし、減額された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額)を、連結申告法人にあつては⑤の欄の金額及び法人税の明細書(別表4の2付表)の38の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得に対して課された個別外国法人税の額(ただし、減額された個別外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額)を記載します。	
14「特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額⑫」	租税特別措置法第67条の14第1項又は第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
15「特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額⑬」	租税特別措置法第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
16「外国の事業に帰属する所得⑭」	法第72条の24前段に規定する方法(区分計算)により事業税に係る所得計算をする場合には外国の事業に帰属する所得から当該所得に対して課された外国法人税の額(⑩の欄の金額)を減算した額を、同条後段に規定する方法(従業者数按分)によ	

	り事業税に係る所得計算をする場合には㉑の欄の金額を記載します。	
17「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額㉒」	第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。
18「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉓」	法人税法第59条又は令和2年旧法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の㉑の欄、同表の㉒の欄又は第6号様式別表11の㉑の欄の金額を記載します。	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。
19「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額㉔」	租税特別措置法第59条第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第59条第1項若しくは第2項若しくは第68条の62第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
20「農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額㉕」	租税特別措置法第61条の2第1項又は令和2年旧措置法第61条の2第1項若しくは第68条の64第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
21「農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額㉖」	租税特別措置法第61条の3第1項又は令和2年旧措置法第61条の3第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
22「関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額㉗」	租税特別措置法第57条の7第1項又は令和2年旧措置法第57条の7第1項若しくは第68条の57第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
23「中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額㉘」	租税特別措置法第57条の7の2第1項又は令和2年旧措置法第57条の7の2第1項若しくは第68条の57の2第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
24「再投資等準備金積立額の損金算入額㉙」	震災特例法第18条の3第1項又は令和2年旧震災特例法第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
25「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額㉚」及び「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額㉛」	租税特別措置法第66条の13又は令和2年旧措置法第68条の98の規定の適用を受ける法人が記載します。	
26「非課税所得の区分計算」(㉜から㉞までの各欄)	外国の事業に帰属する所得及び鉱物の掘採事業の所得の区分計算のできない法人が記載します。	
27「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㉟」及び「期末の総従業者数㊱」	(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日)現在における従業者の数により記載します。 * 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。 (2) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。)を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載	(1) 法第72条の24前段に規定する方法(区分計算)により事業税に係る所得計算をする法人は記載する必要がありません。 (2) (4)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除いた数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

	<p>します。</p> <p>(3) 非課税事業を併せて行う法人にあつては、非課税事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。</p> <p>(4) 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいいます。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、㉗の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉘の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p>	
28「外国から生ずる事業所得㉙」	1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉗の欄に転記します。	
29「鉱物の掘採事業の所得」（㉚から㉜までの各欄）	㉚の欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉗の欄に転記します。	㉚から㉜までの各欄は、鉱物の掘採事業の所得を区分計算する法人は記載する必要がありません。

## 第6号様式別表5の2記載の手引

### 1 この計算書の用途等

(1) この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式~~又は~~、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。

(2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 「第1号・法第72条の2第1項第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「収益配分額の計算」(①から④までの各欄)	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。) 第6号様式別表5の2の2の③、④又は⑤の各欄の金額 (2) その他の法人 第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③又は第6号様式別表5の5の③の各欄の金額	
4 「単年度損益⑤」	(1) 法人税法第27条の規定の適用を受ける法人にあっては、この欄を「(別表5⑭-同表⑥)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第20条の2の12の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限ります。)による改正前の法人税法(以下「読替え後の令和2年旧法人税法」といいます。)第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑮」とあるのは「(第6号様式⑮-別表10⑨)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法(以下「令和2年旧震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑮」とあるのは「(第6号様式⑮-別表10⑫)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表10⑫)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額を記載します。

	<p>る法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔一別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔一別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(6) 租税特別措置法第59条の2又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第59条の2若しくは第68条の2の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4）の33又は法人税の明細書（別表4の2付表）の41の欄において減算した金額（損金算入額）がある場合には当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合には当該額を減算した金額を記載します。</p> <p>(7) 租税特別措置法第66条の5の3第1項、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の5の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（2の3））の10の欄から23の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2（2）付表1）の8の計の欄から26の欄を控除した金額を加算した金額を記載します。</p> <p>(8) 第6号様式別表5の㉔から㉗まで及び㉙の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉘に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載します。</p>	
5「付加価値額⑥」	この欄の金額が零又は負数の場合には、⑦から⑩までの各欄に記載する必要はありません。	
6「収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合⑦」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。	
7「④×70/100 ⑧」	(1) ⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
8「雇用安定控除額⑨」	⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。	
9「雇用者給与等支給増加額⑩」	第6号様式別表5の6の㉔、第6号様式別表5の6の2の㉕又は第6号様式別表5の6の3の㉖の各欄の金額を記載します。	
10「資本金等の額⑫」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。）とその他の事業とを併せて行う法人（(2)又は(3)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の②の欄の金額</p> <p>(2) 課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の③の欄の金額</p> <p>(3) 法第72条の21第1項各号の規定若しくは第2項又は令和2年旧法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける法人（(6)に掲げる場合を除きます。） 第6号様式別表5の2の3の④の欄の金額</p> <p>(4) 課税標準の特例（法附則第9条第2項、第11項及び第12項又は令和2年旧法附則第9条第2項、第11項、第12項及び第18項）の規定の適用を受ける法人 銀行法第5条第1項に規</p>	<p>清算中の法人は、資本金等の額がないものとみなされるため、「資本金等の額の計算」の各欄及び「2. 資本金等の額の明細」の各欄に記載する必要はありません（以下同じです。）。</p>

	<p>定する金額</p> <p>(5) 課税標準の特例（法附則第9条第3項）の規定の適用を受ける法人 10億円</p> <p>(6) 課税標準の特例（法附則第9条第17項）の規定の適用を受ける法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額</p> <p>(イ) (ロ)に掲げる場合以外の場合 下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉑の欄の金額</p> <p>(ロ) 法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける場合 第6号様式別表5の2の3の㉑の欄の金額</p> <p>(7) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の㉑の欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉑の欄の金額のいずれか大きい方の額</p>	
11「当該事業年度の月数㉒」	<p>この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。</p> <p>また、法第72条の21第3項、第4項若しくは第5項又は令和2年旧法第72条の21第4項若しくは第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載します。</p>	
12「㉓×㉔/12 ㉕」	<p>この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
13「控除額計㉖」	<p>次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人（(2)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の㉗の欄の金額</p> <p>(2) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の㉘の欄の金額</p> <p>(3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の㉙の欄の金額</p> <p>(4) 法第72条の21第6項又は令和2年旧法第72条の21第6項（一定の持株会社の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人 第6号様式別表5の2の4の㉚の欄の金額</p>	
14「㉛のうち1,000億円以下の金額㉜」、「㉛のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額」×50/100㉝及び「㉛のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額」×25/100㉞」	<p>(1) ㉛の欄の金額が1,000億円（その事業年度が1年に満たない場合には、1,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは、当該金額を㉜の欄に、㉛の欄の金額が1,000億円を超え5,000億円（その事業年度が1年に満たない場合には、5,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは、当該金額を1,000億円以下の金額及び1,000億円を超え5,000億円以下の金額に区分してそれぞれ㉜及び㉝の各欄に、㉛の欄の金額が5,000億円を超えるときは、当該金額を1,000億円以下の金額、1,000億円を超え5,000億円以下の金額及び5,000億円を超え1兆円（その事業年度が1年に満たない場合には、1兆円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額）以下の金額に区分して、それぞれ㉜、㉝及び㉞の各欄に記載します。</p> <p>(2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
15「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉟」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㊱」、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㊲」及び「計㊳」	<p>法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉟」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業（非課税事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除</p>	<p>従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>

	<p>して得た数を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑳」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者数のうち同項第4号に掲げる事業（以下「特定ガス供給業」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、「計㉒」の欄には、㉑欄、㉒欄及び㉓欄の合計を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合</p> <p>(2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合</p> <p>(3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合</p> <p>(4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を廃止した場合</p>	
16「課税標準となる資本金等の額㉔」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
17「期首現在の金額㉕」の各欄	当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれぞれ記載します。	資本金の額又は出資金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
18「当期中の減少額㉖」及び「当期中の増加額㉗」	当該事業年度中の増加額又は減少額をそれぞれ記載します。	「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の欄は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する計算書」に記載したところに準じて記載します。
19「期中に金額の増減があった場合の理由等」	「資本金の額又は出資金の額1」の㉘の欄若しくは㉙の欄、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の㉚の欄若しくは㉛の欄又は「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉜の欄若しくは㉝の欄に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載します。	



## 第6号様式別表5の2の2記載の手引

### 1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。）が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書を添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「第1号・ 法第72条の2第1項第3号・ 第4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「報酬給与額①」、「純支払利子②」、「純支払賃借料③」及び「単年度損益④」	第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③、第6号様式別表5の5の③及び第6号様式別表5の⑯の各欄の金額をそれぞれ記載します。	
4 「付加価値額①+②+③+④⑤」	②又は③が負数の場合には、それを零として①+②+③+④を計算します。	
5 「2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算」の各欄	特定内国法人が記載します。	
6 「外国の事業に帰属する報酬給与額⑥」、「外国の事業に帰属する純支払利子⑦」、「外国の事業に帰属する純支払賃借料⑧」及び「外国の事業に帰属する単年度損益⑨」	(1) 法第72条の19前段に規定する方法（区分計算）により付加価値額を計算する法人にあつては、⑥の欄には外国の事業に帰属する報酬給与額を、⑦の欄には外国の事業に帰属する支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を、⑧の欄には外国の事業に帰属する支払賃借料の額の合計額から受取賃借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を、⑨の欄には第6号様式別表5の⑰の欄の金額を、それぞれ記載します。 (2) 法第72条の19後段に規定する方法（従業者数按分）により付加価値額を計算する法人にあつては、⑥から⑧までの各欄には①から③までの各欄の金額に⑩の欄の人数を乗じて得た額を⑫の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載し、⑨の欄には④の欄の金額と第6号様式別表5の⑩の欄の金額の合計額に⑩の欄の人数を乗じて得た額を⑫の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載します。これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
7 「外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法」	法第72条の19前段に規定する方法（区分計算）により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては「区分計算」を、区分計算によることが困難で法第72条の19後段に規定する方法（従業者数按分）により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては「従業者数按分」を○印で囲んで表示します。	
8 「外国の事業に帰属する付加価値額⑥+⑦+⑧+⑨⑩」	⑦又は⑧が負数の場合には、それを零として⑥+⑦+⑧+⑨を計算します。	
9 「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」及び「期末の総従業者数⑫」	(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）若しくは第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 (1) 法第72条の19前段に規定する方法（区分計算）により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人で、かつ、第6号様式別表5の2の3の⑧の欄の金額の計算にあたり従業者数を用いないで計算する法人は記載する	

	<p>* 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。</p> <p>(2) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載します。</p> <p>(3) 非課税事業を併せて行う法人にあっては、事業税を課されない事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。</p> <p>(4) 第6号様式別表5の㉗及び第6号様式別表5の㉘の各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の人数を㉙及び㉚の各欄にそれぞれ転記します。</p> <p>(5) 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、㉙の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉚の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p>	<p>必要はありません。</p> <p>(2) (5)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
<p>10「3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算」の各欄（㉓から㉚までの各欄）</p>	<p>(1) ㉓、㉔又は㉕の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載します。</p> <p>(2) ㉖、㉗又は㉘の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払賃借料の額の合計額から受取賃借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載します。</p> <p>(3) ㉙及び㉚の各欄は、第6号様式別表5の㉑及び第6号様式別表5の㉒の各欄の金額をそれぞれ転記します。</p> <p>(4) ㉓、㉔又は㉕の各欄は、これらの欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉖、㉗又は㉘の各欄にそれぞれ転記します。</p>	<p>非課税事業を併せて行う法人が記載します。</p>
<p>11「報酬給与額㉓」、「純支払利子㉔」及び「純支払賃借料㉕」</p>	<p>㉓の欄には㉑の欄の金額から㉒の欄の金額及び㉔の欄の金額を控除した金額を、㉔の欄には㉑の欄の金額から㉒の欄の金額及び㉓の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を、㉕の欄には㉑の欄の金額から㉒の欄の金額及び㉔の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載します。</p>	

## 第6号様式別表5の2の3記載の手引

### 1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで（無償増資等及び無償減資等を行った法人等の資本金等の額の算定）若しくは第2項（資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合の資本割の課税標準）、法第72条の22（特定内国法人等の資本金等の額の算定）、課税標準の特例（法附則第9条第1項、第4項から第7項まで又は第17項）、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の21第1項第1号から第3号まで、附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26（非課税事業を併せて行う法人等の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (3) 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (4) 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 従業者数を記載すべき欄 （③及び④、⑭及び⑮、⑳から㉑までの各欄）	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）若しくは第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 * 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあつては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。	
3「資本金等の額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う内国法人 第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉑の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、令和2年旧法第72条の21第1項第1号から第3号まで又は課税標準の特例（法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 ㉒又は㉓の欄の金額	収入金額課税事業を併せて行う内国法人又は同法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から第3号まで、令和2年旧法第72条の21第1項第1号から第3号まで又は課税標準の特例（法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下5まで同じです。）。
4「収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額②」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
5「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」及び「期末の総従業者数④」	(1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）にあつては、③の欄には収入金額課税事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載し、④の欄には国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。 (2) 次に掲げる場合に該当する場合には、③の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、④の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入	(2)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

	<p>金額課税事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(イ) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合</p> <p>(ロ) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合</p> <p>(ハ) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合</p>	
6「月数按分後の資本金等の額⑤」	<p>次に掲げる法人が、第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人</p> <p>(2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人</p>	<p>特定内国法人若しくは非課税事業を併せて行う内国法人又はこれらの法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下11まで同じです。）。</p>
7「外国の事業に係る控除額⑧」	<p>(1) 第6号様式別表5の2の⑤の欄の金額から第6号様式別表5の2の⑩の欄の金額を控除した額及び第6号様式別表5の2の⑩の各欄の金額がともに零を超える金額であつて、かつ、⑬の欄の割合が50%以上である法人又は法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の⑩の欄の金額を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の⑤の欄の金額で除して計算した金額を記載します。</p> <p>(2) (1)以外の法人にあつては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の⑪の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の⑫の欄の人数で除して計算した金額を記載します。</p> <p>(3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、(1)及び(2)の計算について、「別表5の2の⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と、「同表⑤」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「別表5の2の⑪」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の⑩の欄の従業者数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の⑫の欄の従業者数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載してください。</p> <p>なお、「別表5の2の⑩」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。</p> <p>(4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
8「非課税事業に係る控除額⑩」	<p>この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
9「課税標準の特例に係る控除額⑪」	<p>特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人であつて、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、⑯の欄の金額を記載します。</p>	
10「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属	<p>(1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を</p>	<p>法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属す</p>

<p>する付加価値額の割合⑬」</p>	<p>併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載してください。</p> <p>なお、「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑩」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。</p> <p>(2) この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>る付加価値額を計算する内国法人は記載する必要はありません。</p>
<p>11「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑭」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑮」</p>	<p>(1) 収入金額課税事業を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。</p> <p>(2) 次に掲げる場合に該当する場合には、⑭の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑮の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限ります。以下「その他の事業」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(イ) その他の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合</p> <p>(ロ) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業の事業を開始した場合</p> <p>(ハ) その他の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業を廃止した場合</p>	<p>(2)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
<p>12「資本金等の額⑯」</p>	<p>法第72条の21第1項第1号から第3号まで又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の⑳の欄の金額を記載します。</p>	<p>法第72条の21第1項第1号から第3号まで又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定の適用を受ける法人が記載します（以下14まで同じです。）。</p>
<p>13「法第72条の21第1項第1号に係る加算⑰」</p>	<p>法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号の適用を受ける法人が記載します。</p>	
<p>14「法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除⑱」</p>	<p>次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損の填補に充てた金額並びに資本準備金による資本の欠損の填補に充てた金額</p> <p>(2) 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金（同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）</p>	

	を同法第452条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額	
15「資本金の額⑳」及び「資本準備金の額㉑」	第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の㉑の欄の金額、期末現在の資本準備金の額をそれぞれ記載します。	資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
16「資本金の額㉒」	課税標準の特例（法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の㉒の欄の金額を記載します。	課税標準の特例（法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が記載します（17において同じです。）。
17「法附則第9条第1項に係る額㉓」	法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項の適用を受ける法人が、資本金の額に2を乗じて得た額を記載します。	
18「月数按分後の資本金等の額㉔」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の㉔の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人 ㉑の欄の金額から㉒の欄の金額を控除した金額	課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下21まで同じです。）。
19「課税標準の特例に係る控除割合㉕」	課税標準の特例（法附則第9条第4項から第6項まで及び第17項）の規定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該法人の各事業年度の資本金等の額に乗ずる割合を記載します。	
20「未収金の帳簿価額㉖」	課税標準の特例（法附則第9条第7項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の時における建設事業未収入金の帳簿価額を記載します。	
21「総資産価額㉗」	課税標準の特例（法附則第9条第7項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、政令附則第6条の2第1項の規定により計算した金額を記載します。	
22「課税標準の特例に係る控除額㉘」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
23「月数按分後の資本金等の額㉙」	第6号様式別表5の2の㉙の欄の金額を記載します。 外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により計算してください。	外国法人が記載します（以下26まで同じです。）。
24「外国の事業に係る控除額㉚」及び「非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額㉛」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
25「期末の総従業者数㉜」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	
26「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数㉝」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉞」	次に掲げる場合に該当する場合には、㉝の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下「非課税事業等」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉞の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうちその他の事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合 (2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

(3) その他の事業と非課税事業等を併せて行う外国法人が事業年度中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合
---

## 第6号様式別表5の2の4記載の手引

### 1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の21第6項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の21第6項（一定の持株会社の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。

また、出資関係図（特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「総資産の帳簿価額」 （①及び⑤の欄）	当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度の確定した決算（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）又は令和2年旧法第72条の26ただし書の規定により申告する場合にあっては、法第72条の26第1項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書に規定する期間に係る決算）に基づく貸借対照表（以下「貸借対照表」といいます。）に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものを控除した額）を記載します。なお、税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含めて記載してください。	法人税の明細書（別表8(1)）を提出している法人にあっては、同明細書の27の欄の金額を参考に記載します。
2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」（②及び⑥の欄）	各事業年度に係る政令第20条の2の22又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第20条の2の22（一定の持株会社の資本金等の額の算定）に係る各号に掲げる金額がある場合に、政令第20条の2の22第1号から第4号まで又は令和2年旧政令第20条の2の22第1号及び第2号に掲げる金額の合計額を記載します。	②及び⑥の欄に記載した金額の内訳書（政令第20条の2の22第4号に掲げる金額を除きます。）を添付してください。 なお、政令第20条の2の22第4号に掲げる金額については、「特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額⑭+⑮」の「計」及び「特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額⑳+㉑」の「計」の各欄の金額となります。
3 「特定子会社の株式等の帳簿価額」（④及び⑧の欄）	④の欄には⑯の欄の金額を、⑧の欄には㉒の欄の金額を、それぞれ記載します。	
4 「総資産価額に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合⑨」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。	この割合が50%以下の場合には、この計算書は提出できません。
5 「特定子会社の株式等に係る控除額⑩」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
6 「特定子会社の明細」の各欄	法第72条の21第6項第2号に規定する特定子会社（以下「特定子会社」といいます。）について記載します。	
7 「特定子会社が保有する自己株式等の数⑫」及び「特定子会社が保有する自己株式等の数⑬」	⑪又は⑰の各欄の数のうち、特定子会社が保有する自己の株式又は出資の数をそれぞれ記載します。	
8 「直接又は間接に保有する株式等の数⑭」及び「直接又は間接に保有する株式等の数⑮」	⑪又は⑰の各欄の数のうち、この計算書を提出する法人が直接又は間接に保有する特定子会社の株式又は出資の数をそれぞれ記載します。	例えば、A法人がB法人の発行済株式等の総数の50%を超える数を保有し、かつ、B法人がC法人の発行済株式等の総数50%を超える数を保有している場合、A法人はC法人の株式等を「間接に保有する」といい、C法人はA法人の特定子会社であることとなります。
9 「持株割合」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。	この割合は必ず50%を超えることとなります。



<p>10「直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額」の各欄</p>	<p>貸借対照表に計上されている特定子会社の株式等の帳簿価額をそれぞれ記載します。</p> <p>なお、特定子会社の株式等の帳簿価額は、法人税の所得の計算の例により金額を記載します。したがって、例えば会計上特定子会社の株式等の帳簿価額を減額し、法人税の所得の計算上損金否認された金額がある場合には、貸借対照表に計上された特定子会社の株式等の帳簿価額に当該損金否認された金額を加算した額となります。</p>	
<p>11「特定子会社に対する貸付金額⑭」及び「特定子会社に対する貸付金額⑯」並びに「保有する特定子会社発行社債の金額⑰」及び「保有する特定子会社発行社債の金額⑱」</p>	<p>貸借対照表に計上されている特定子会社に対する貸付金額及びこの計算書を提出する法人の保有する特定子会社発行社債の金額をそれぞれ記載します。</p>	

## 第6号様式別表5の3記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「第1号・ 法第72条の2第1項第3号・ 第4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあつては収入金額課税事業分を含めなくて記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
4 「役員又は使用人に対する給与」の各欄	(1) 法人の事務所等ごとに、各欄に記載します。 (2) 「期末の従業者数」及び「給与の額」には、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）又は派遣船員（船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。）に係るものは含めなくて記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めて記載します。	(1) 小規模な事務所等については、「備考」の欄にその旨を記載し、他の事務所等と一括記載して差し支えありません。 (2) 外国の事務所等については、国ごとに一括記載して差し支えありません。 (3) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
5 「期末の従業者数」	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）若しくは第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における役員及び使用人の数を記載します。 * 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあつては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。	
6 「給与の額」	法第72条の15第1項第1号又は令和2年旧法第72条の15第1項第1号に規定する金額（当該事業年度において役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出するもので、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算	

	上損金の額に算入されるべきもの)を記載します。	
7「加算又は減算②」	「給与の額」の欄に記載した金額のほかに、事務所等ごとに記載が困難なもので加算すべきもの(出向先法人が出向元法人に対して支払った給与負担金等)又は減算すべきもの(出向元法人が出向先法人から受け取った給与負担金等)がある場合に記載します。	「備考」の欄に加減算項目の主な内容及び金額を記載します。
8「備考」	現物給与、外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。	
9「役員又は使用人のために支出する掛金等」の各欄(1から17まで)	<p>法第72条の15第1項第2号又は令和2年旧法第72条の15第1項第2号に規定する金額(当該事業年度において役員又は使用人のために支出する掛金で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの)について、次に掲げる区分ごとにそれぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>なお、派遣労働者に係る金額は含めないで記載します。</p> <p>(1) 退職金共済制度に基づく掛金 政令第20条の2の3第1項第1号に掲げる金額</p> <p>(2) 確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料 同項第2号に掲げる金額</p> <p>(3) 企業型年金規約に基づく事業主掛金 同項第3号に掲げる金額</p> <p>(4) 個人型年金規約に基づく掛金 同項第4号に掲げる金額</p> <p>(5) 勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等 同項第5号に掲げる金額</p> <p>(6) 勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等 同項第6号に掲げる金額</p> <p>(7) 存続厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 8の欄の金額から9の欄の金額を控除した金額</p> <p>(8) 事業主として負担する掛金及び負担金の総額 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成26年政令第73号)附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の政令第20条の2の4第1項第6号括弧書の規定を適用する前の同号に掲げる金額</p> <p>(9) 代行相当部分 同号括弧書の規定により求めた金額</p> <p>(10) 適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料 政令第20条の2の3第1項第7号に掲げる金額</p> <p>(11) 適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額 法人税法施行令附則第16条(適格退職年金契約の要件等)第1項第9号イに掲げる金額</p> <p>(12) 適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額 同号ロに掲げる金額</p> <p>(13) 適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額 同号ハに掲げる金額</p> <p>(14) 適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額 同号ニに掲げる金額</p> <p>(15) 適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額 同号ホに掲げる金額</p> <p>(16) 適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号ヘに掲げる金額</p> <p>(17) 適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額 同号トに掲げる金額</p>	11から17までの各欄については、1から10までの各欄の金額に11から17までの各欄の金額が含まれている場合にのみ記載します。
10「派遣元に支払う金額の合計⑦」、「派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計⑨」及び「派遣先から支払を受ける金額の合計⑩」	第6号様式別表5の3の2の①の欄の金額、第6号様式別表5の3の2の②の欄の金額又は第6号様式別表5の3の2の③の欄の金額をそれぞれ記載します。	

11 「⑦×75/100 ⑧」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
12 「⑨－(⑩×75/100) ⑪」	<p>(1) ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額に100分の75を乗じた金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	

## 第6号様式別表5の3の2記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の15第2項各号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、第6号様式別表5の3に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあつては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
2 「第1号・法第72条の2第1項第3号・第4号」に掲げる事業	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「労働者派遣等を受けた法人」の各欄	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」といいます。）第26条第1項又は船員職業安定法第66条第1項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣（労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいいます。）又は船員派遣（船員職業安定法第6条第11項に規定する船員派遣をいいます。）を受けた法人が、当該法人に対して派遣をした者（以下「派遣元」といいます。）ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
4 「労働者派遣等をした法人」の各欄	労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣又は船員派遣をした法人が、当該法人から労働者派遣又は船員派遣を受けた者（以下「派遣先」といいます。）ごとに、各欄に記載します。	(1) 派遣先が法人以外のものについては、その他として一括記載して差し支えありません。 (2) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計②」及び「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
5 「派遣をした者（派遣元）」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者（派遣先）」の「住所又は所在地」	派遣先又は派遣元の主たる事務所等の住所又は所在地を記載します。	
6 「派遣元に支払う金額」	法第72条の15第2項第1号又は令和2年旧法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額（当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。
7 「派遣人数」及び「労働時間数」	当該事業年度における派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）又は派遣船員（船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。）の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日	(1) 人数については、労働者派遣契約書又は船員派遣契約書をもとに記載します。 (2) 労働時間数について

	(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの) を記載しても差し支えありません。	は、派遣先にあつては労働者派遣法第42条又は船員職業安定法第86条に規定する派遣先管理台帳を、派遣元にあつては労働者派遣法第37条又は船員職業安定法第77条に規定する派遣元管理台帳をもとに記載します。 (3) 人数及び労働時間数に代えて延べ派遣人数・日数を記載する場合には、備考欄にその旨記載します。
8「派遣労働者等に支払う報酬給与額」	派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号又は令和2年旧法第72条の15第1項各号に掲げる金額を記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めないで記載します。	
9「派遣先から支払を受ける金額」	法第72条の15第2項第2号又は令和2年旧法第72条の15第2項第2号に規定する当該労働者派遣等の役務の提供を受けた者から支払いを受ける金額(当該事業年度において労働者派遣等の役務の提供の対価として派遣先から支払を受ける派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入される金額)を記載します。	消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。

## 第6号様式別表5の4記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の16又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項						
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。							
2 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法第72条の2第1項第3号</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4号</td> <td></td> </tr> </table> に掲げる事業	第1号	・	法第72条の2第1項第3号	・	第4号		事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
第1号	・							
法第72条の2第1項第3号	・							
第4号								
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあつては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。							
4 「支払利子」及び「受取利子」の各欄	区分別に借入先ごと又は貸付先ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。						
5 「区分」	次に掲げる利子の区分ごとに、それぞれ記載します。 (1) 支払利子 (イ) 借入金の利子 (ロ) 社債の利子 (ハ) 手形割引料 (ニ) 利子税及び延滞金（納期限の延長の場合に限ります。） (ホ) その他 (2) 受取利子 (イ) 貸付金の利子 (ロ) 預貯金の利子 (ハ) 公社債の利子 (ニ) 手形割引料 (ホ) 還付加算金 (ハ) その他							
6 「借入先」及び「貸付先」	相手先が特定できない場合には、空欄として差し支えありません。							
7 「期中の支払利子額」	法第72条の16第1項又は令和2年旧法第72条の16第1項に規定する支払利子の額（当該事業年度において支払う負債の利子で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	各区分ごとに、一の借入先に対する期中の支払利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。						
8 「借入金等の期末現在高」及び「貸付金等の期末現在高」	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）の規定による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在の金額をそれぞれ記載します。							

	<p>* 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書の規定による申告にあつては、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の金額をそれぞれ記載します。</p>	
9「期中の受取利子額」	<p>法第72条の16第1項又は令和2年旧法第72条の16第1項に規定する受取利子の額（当該事業年度において支払を受ける利子で、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入されるものの額）を記載します。</p>	<p>各区分ごとに、一の貸付先に対する期中の受取利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。</p>
10「純支払利子の計算③」	<p>①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、法第72条の19の規定の適用を受ける法人（特定内国法人）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあつては負数、その他の法人にあつては零）を記載します。</p>	
11「備考」	<p>(1) 外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。</p> <p>(2) 「区分」の欄に「その他」と記載した場合には、その主な内容を記載します。</p> <p>(3) 一括記載したものがある場合には、その件数等を記載します。</p>	



## 第6号様式別表5の5記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「第1号・第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
4 「支払賃借料」及び「受取賃借料」の各欄	貸借している土地又は家屋（家屋とは、住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいいます。また、土地又は家屋には、これらと一体となって効用を果たす構築物及び附属設備を含みます。）ごとに、各欄に記載します。	(1) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。 (2) 契約において複数の土地又は家屋について賃借している場合には、契約ごとに、各欄に記載して差し支えありません。
5 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」	(1) 土地についてはその用途（例えば、「宅地」、「駐車場」など）を記載します。 (2) 家屋についてはその用途（例えば、「事務所」、「店舗」など）を記載し、当該家屋について名称（ビル名等）があるときは（ ）書きで当該名称を併記します。	
6 「契約期間」	契約書等における契約期間を記載します。なお、この契約が更新されている場合には、更新した期間も含めて記載します。	
7 「期中の支払賃借料」	法第72条の17第1項又は令和2年旧法第72条の17第1項に規定する支払賃借料（当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でその存続期間が1年以上であるものの対価として支払うもので、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	(1) 一の土地又は家屋に係る期中の支払賃借料が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。 (2) 消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。
8 「期中の受取賃借料」	法第72条の17第1項又は令和2年旧法第72条の17第1項に規定する受取賃借料（当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でその存続期間が1年以上であるものの対価として支払を受けるもので、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入される金額）を記載します。	(1) 一の土地又は家屋に係る期中の受取賃借料が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。 (2) 消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。

		いで記載します。
9「純支払賃借料の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、法第72条の19の規定の適用を受ける法人（特定内国法人）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあつては負数、その他の法人にあつては零）を記載します。	
10「備考」	<p>(1) 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」において記載した土地又は家屋の一部を賃借している場合には、その部分（例えば、「ビルの1～3階部分」など）が分かるように記載します。</p> <p>(2) 契約ごとに記載したもの又は一括記載したものがある場合には、当該内容又は代表的な用途及び箇所（例えば、「業務用駐車場10ヶ所」など）を記載します。</p> <p>(3) 期中の支払賃借料又は受取賃借料に含まれない次に掲げるようなものがあり、補足説明が必要な場合には、その内容及び金額を記載します。</p> <p>(イ) 土地又は家屋に係る権利金その他の一時金</p> <p>(ロ) 土地又は家屋の賃借権等に係る役務の提供の対価として明確かつ合理的に区分されているもの</p>	

## 第6号様式別表5の6記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条及び第5条の規定による改正前の法（以下「令和4年旧法」といいます。）附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）附則第9条第14項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）の規定による控除を受ける場合（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において令和2年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合に限ります。）に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑩」から「付加価値額からの控除額⑭」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の⑩から⑱の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6（28））に記載した23から32までの各欄（連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2（21）付表）に記載した9から19までの各欄）に記載したところに準じて記載します。
- (4) 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う連結申告法人が令和2年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号 法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「新規雇用者給与等支給増加割合④」	③の欄の金額を②の欄の金額で除して計算した割合を記載します。	令和4年旧法附則第9条第13項及び令和2年旧法附則第9条第14項の規定による控除は、④の欄の数値が100分の2以上であることが必要です。
3 「前事業年度又は前連結事業年度⑬」	前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第11条及び第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和4年旧措置法」といいます。）第42条の12の5第3項第4号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。 (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑮」から「同上のうち一般被保険者に係る金額⑯」までの各欄 連結申告法人（令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）以外の法人にあつては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）第1条及び第2条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和4年旧措置法施行令」といいます。）第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）の損金の額に算入される令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）の損金の額に算入される令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の	

	<p>支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載します。連結申告法人にあつては、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除きます。）の損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除きます。）の損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、同欄の上段に外書として記載します。</p> <p>(2) 「<u>適用年度の月数</u> <sup>⑭</sup>」の欄  <sup>⑬</sup>の前事業年度又は前連結事業年度の月数 <sup>⑭</sup>」の欄中「<sup>⑬</sup>の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあつては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあつては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算します。</p> <p>(3) 「調整比較雇用者給与等支給額<sup>⑮</sup>」の欄 欄中「(⑮の1) - (⑮の2)」とあるのは「((⑮の1) + (⑮の1の外書)) - ((⑮の2) + (⑮の2の外書))」として計算します。</p> <p>(4) 「新規雇用者比較給与等支給額<sup>⑯</sup>」の欄 欄中「(⑰の1) - (⑰の2) + (⑰の3)」とあるのは「((⑰の1) + (⑰の1の外書)) - ((⑰の2) + (⑰の2の外書)) + ((⑰の3) + (⑰の3の外書))」として計算します。</p>	
<p>4 「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄（<sup>⑮</sup>及び<sup>⑯</sup>の欄）</p>	<p>令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第7項若しくは第9項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含みます。）又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第7項若しくは第9項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。</p> <p>(1) 「調整比較雇用者給与等支給額<sup>⑮</sup>」の欄 令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第21項（第2号に係る部分に限ります。）又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第22項（第2号に係る部分に限ります。）の規定により計算した令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第4号ロ又は令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第3号ロに掲げる金額を同欄に記載します。</p> <p>(2) 「新規雇用者比較給与等支給額<sup>⑯</sup>」の欄 令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第6号又は令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第5号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載します。</p>	
<p>5 「⑥のうち所得等課税事業に係る額又は⑥×<sup>⑳</sup>/<sup>㉑</sup> <sup>㉒</sup>」</p>	<p>(1) ⑥のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、⑥の欄の金額に<sup>⑳</sup>の欄の従業者数を<sup>㉑</sup>の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>6 「⑥のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑥×<sup>㉒</sup>/<sup>㉓</sup> <sup>㉔</sup>」</p>	<p>(1) ⑥のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、⑥の欄の金額に<sup>㉒</sup>の欄の従</p>	

	<p>業者数を⑩の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
7「控除対象額⑦」	<p>(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「事業税を課されない事業等」といいます。）、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ⑨の欄の金額に⑮の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑭の欄の金額に⑮の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ⑨の欄の金額に⑯の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑭の欄の金額に⑯の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
8「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑳」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉑」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉒」	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉓の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉔の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉕の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち事業税を課されない事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合</p> <p>(2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合</p>	<p>従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
9「付加価値額からの控除額⑨×③、⑭×③又は⑰×③ ⑳」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ⑰の欄の金額に、③の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ⑭の欄の金額に、③の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) その他の法人 ⑨の欄の金額に、③の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p>	

(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。

## 第6号様式別表5の6の2記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和3年旧法」といいます。）附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限り、）に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑮」から「付加価値額からの控除額⑳」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の④から⑭の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6（24））（注）に記載した4から10まで及び25から28までの各欄（連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2（21））（注）に記載した4から10まで及び25から28までの各欄）に記載したところに準じて記載します。  
（注） 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第39号）による改正前の法人税の明細書をいいます。

### 2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号 法第72条の2第1項 に 第3号 掲げる事業	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「比較雇用者給与等支給額②」	⑦の欄の金額を記載します。	令和3年旧法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除は、①の欄の金額が②の欄の金額を超えることが必要です。
3 「前事業年度又は前連結事業年度④」	<p>前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。</p> <p>(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限り、）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和3年旧措置法施行令」といいます。）第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては令和3年旧措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載します。</p> <p>(2) 「<u>適用年度の月数</u> ⑥」の欄 ④の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ④」の欄 欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算します。</p> <p>(3) 「比較雇用者給与等支給額⑦」の欄 欄中「⑤」とあるのは「(⑤+⑤の外書)」として計算します。</p>	

4 「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」及び「国内設備投資に係る計算」	それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」の欄のいずれかに○印を付します。	
5 「⑯又は⑰×75%のうち小さい額⑱」及び「控除対象額⑲」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
6 「①のうち所得等課税事業に係る額又は①×㉓/㉕ ㉗」	<p>(1) ①のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に㉓の欄の従業者数を㉕の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
7 「①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉔/㉕ ㉗」	<p>(1) ①のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に㉔の欄の従業者数を㉕の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
8 「控除対象額㉘」	<p>(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「非課税事業等」といいます。）、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち、複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑲の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑲の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
9 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉙」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉚」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉛」	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉙の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉚の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉛の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の途中において非課税事業等を開始した場合</p>	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。



	<p>(2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合</p>	
10「付加価値額からの控除額㉑」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ㉒の欄の金額に、㉓の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ㉔の欄の金額に、㉓の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) その他の法人 ㉕の欄の金額に、㉓の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	

## 第6号様式別表5の6の3記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）附則第9条第13項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）の規定による控除を受ける場合（令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限ります。）に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る「報酬給与額<sup>④</sup>」から「付加価値額からの控除額<sup>⑤</sup>」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の①から③の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6（31））に記載した1から6まで、8から14まで及び19並びに法人税の明細書（別表6（31）付表1）に記載した1から19までの各欄に記載したところに準じて記載します。

### 2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号・第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「適用可否 ③」	次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載します。 (1) ①の欄の金額が10億円以上であり、かつ、②の数が1,000人以上である場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限ります。） (2) ①の欄の金額が10億円未満であり、又は②の数が1,000人未満である場合	法附則第9条第13項又は令和2年旧法附則第9条第13項の規定による規定の控除は、⑦の数値が100分の3以上であることも必要です。
3 「国内雇用者に対する給与等の支給額 ②」、「②の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 ②」及び「②のうち雇用安定助成金額 ③」	②の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の12の5第3項第4号に規定する適用年度をいいます。以下同じです。）の月数に満たないときは、租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除きます。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第45条の2第3項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等をいいます。以下同じです。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項第2号に規定する他の者から支払を受ける金額又は租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号イ若しくは令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載してください。	
4 「適用年度の月数/②の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ④」	②の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「②の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」として計算してください。	
5 「比較雇用者給与等支給額 ⑤」	(1) ②の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「②-②+③」とあるのは、「(②+(②の外書))-(②+(②の外書))+ (③+(③の外書))」として計算してください。 (2) 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法第42条の12の5第3項第10	

	号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載します。	
6「調整比較雇用者給与等支給額⑳」	<p>(1) ㉔の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「㉔－㉕」とあるのは、「(㉔＋(㉔の外書))－(㉕＋(㉕の外書))」として計算してください。</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限ります。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号ロ又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第6号ロに掲げる金額を記載します。</p>	
7「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより、記載します。</p> <p>(1) 当該適用年度の月数と、㉗の欄の2の欄の月数とが同じ場合 ㉗の欄から㉙の欄までの3の各欄は記載する必要はありません。</p> <p>(2) ㉗の欄の2の欄の月数が当該適用月数に満たない場合 ㉘の欄から㉙の欄までの2の各欄は記載する必要はありません。</p> <p>(3) ㉗の欄の2の欄の月数が当該適用月数を超える場合 ㉗の欄から㉙の欄までの3の各欄は記載する必要はなく、㉘の欄の2の欄には、㉑の欄の2の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項第2号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載します。</p>	
8「継続雇用者に対する給与等の支給額㉚」	損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載します。	
9「㉑のうち所得等課税事業に係る額又は㉑×㉜／㉞ ㉟」	<p>(1) ㉑のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、㉑の欄の金額に㉜の欄の従業者数を㉞の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
10「㉑のうち収入金額等課税事業に係る額又は㉑×㉜／㉞ ㊱」	<p>(1) ㉑のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、㉑の欄の金額に㉜の欄の従業者数を㉞の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
11「㉑のうち特定ガス供給業に係る額又は㉑×㉜／㉞ ㊲」	<p>(1) ㉑のうち法第72条の2第1項第4号に掲げる事業(以下「特定ガス供給業」といいます。)に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、㉑の欄の金額に㉜の欄の従業者数を㉞の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
12「控除対象額㊳」	<p>(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下「事業税を課されない事業等」といいます。)、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち、複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ㊴の欄の金額に㊵の欄の金額を㉑の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法</p>	

	<p>人 ㉔の欄の金額に㉑の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ⑭の欄の金額に④の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉔の欄の金額に④の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ホ) 特定ガス供給業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ⑭の欄の金額に④の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 特定ガス供給業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉔の欄の金額に④の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>13 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑭」、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数⑤」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数④」</p>	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉑の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑭の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑤の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、④の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち事業税を課されない事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合</p> <p>(2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合</p>	<p>従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
<p>14 「付加価値額からの控除額⑤」</p>	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人 ⑭の欄の金額に、④の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ㉔の欄の金額に、④の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) その他の法人 ⑭の欄の金額に、④の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p>	

(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。

第6号様式別表6、別表7及び別表8記載の手引

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
別 表 六	1 用途等	(1) この計算書は、電気供給業又はガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載します。 (2) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(電気供給業及びガス供給業に限ります。)、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。	
	2 「法第72条の2第1項第2号・第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じて「第2号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
	3 「収入金額の総額」	「摘要」の欄には、事業収入及び事業に付随する一切の収入金額を記載します。	
	4 「控除される金額」	国及び地方団体の補助金、固定資産の売却による収入金額のほか保険金、有価証券の売却による収入金額、不用品の売却による収入金額、受取利息及び受取配当金等政令第22条の規定により控除される収入金額を記載します。	
別 表 七	1 用途等	この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。	
	2 「課税標準の計算」(①から④までの各欄)	「収入金額」の各欄には「収入金額に関する明細書」により計算した「差引収入保険料⑨」の計欄の金額を、それぞれ対応する保険の種類ごとに記載します。	
別 表 八	1 用途等	この計算書の1は、損害保険会社又は外国損害保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の2は、少額短期保険業者が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の3は、株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載して、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。	
	2 「課税標準の計算」(①から⑥までの各欄、⑰及び⑱の欄又は㉓の欄)	「収入金額」の各欄には、「収入金額に関する明細書」により計算した「正味収入保険料⑩」の欄、「正味収入保険料㉒」の欄又は「正味収入保険料㉑」の欄の金額をそれぞれ対応する保険の種類ごとに記載します。	
	3 「収入保険料及び再保険返戻金の合計額」(⑧、㉑又は㉒の欄)	収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額も収入保険料より控除して計算します。	

## 第6号様式別表9記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいいます。以下同じです。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
  - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第1項又は政令第21条第1項の規定
  - (ロ) 令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りません。）による改正前の法人税法（以下「読替え後の令和2年旧法人税法」といいます。）第57条第1項若しくは第58条第1項又は令和2年旧政令第21条第1項の規定
  - (ハ) 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下「平成27年旧政令」といいます。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第1項若しくは第58条第1項又は平成27年旧政令第21条第1項の規定
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 第1号 法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3「控除前所得金額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第6号様式別表5を添付する法人 第6号様式別表5の②の欄の金額から第6号様式別表10の⑨の欄又は同表の⑩の欄の金額を控除した金額 (2) その他の法人 第6号様式の⑩の欄の金額から第6号様式別表10の⑨の欄又は同表の⑩の欄の金額を控除した金額	
4「損金算入限度額②」	中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りません。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和2年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。）に該当しない事業年度にあつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消してください。 (1) 租税特別措置法第66条の11の5第2項の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構 (2) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社 (3) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人 (4) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置	

	<p>法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の3又は令和2年旧法人税法第4条の7に規定する受託法人をいいます。（5）において同じです。）</p> <p>(5) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号又は令和2年旧措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人</p>	
<p>5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」</p>	<p>当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額若しくは個別欠損金額又は災害損失金で、過去に繰越控除を受けなかった金額（前期分の⑤の欄の金額）を古い事業年度の中から順次記載します。</p> <p>なお、次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項若しくは第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(2)に該当する場合を除きます。） 第6号様式別表12の③の欄の金額</p> <p>(2) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項若しくは第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第1項若しくは第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受ける事業年度である場合 第6号様式別表10の⑩の欄の金額</p> <p>(3) 当該事業年度（法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は令和2年旧法人税法第80条第5項に規定する中間期間を含みます。）において生じた欠損金額につき法人税法第80条若しくは第144条の13又は令和2年旧法人税法第80条の規定による法人税額の還付を受けている場合 当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金額</p>	
<p>6 「当期控除額④」</p>	<p>当該事業年度の③の欄の金額と、②の欄の金額から当該事業年度前の④の欄の金額の合計額を控除した金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。</p> <p>なお、当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、次によります。</p> <p>(1) 「(②－当該事業年度前の④の合計額)」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算します。</p> <p>(2) 租税特別措置法第66条の11の4第1項第1号又は令和2年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の2の⑫の欄の金額を含めて記載します。</p>	



## 第6号様式別表9の2記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (4) 租税特別措置法施行規則第22条の12の2第2項に規定する適合証明書の写しを添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「第1号・第3号に掲げる事業」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「投資の額の累計額③」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 通算法人及び連結申告法人以外の法人 法人税の明細書（別表7(1)付表5）の3の欄の金額 (2) 通算法人 法人税の明細書（別表7(2)付表5）の4の欄の金額 (3) 連結申告法人 法人税の明細書（別表7の2付表6）の6の金額	
3 「特例対象控除未済欠損金額等（別表9の③） ⑦」	(1) 当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第57条第2項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第6号様式別表9の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載します。 (2) 法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額は、記載しません。	

## 第6号様式別表10記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書の「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいいます。以下同じです。）について、次に掲げる法人が記載し、(イ)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
  - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（(2)(イ)及び2において「読替え後の令和2年旧法人税法」といいます。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
  - (ロ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は令和2年旧法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12の規定による読替え後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（(2)(ロ)において「読替え後の令和2年旧法人税法」といいます。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) この明細書の「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(イ)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
  - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受けようとする法人
  - (ロ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受けようとする法人
- (3) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付してください。
- (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (5) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号 ・ 第4号 」 に掲げる事業	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「債務の免除を受けた金額①」 から「計⑦」までの各欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7(3)）の1から7までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表4）の1から7までの各欄の金額を記載します。	
3 「当期控除額⑧」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)又は(ロ)に掲げる法人は⑦の欄の金額と⑧の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
4 「欠損金額等⑩」	⑤の「計」の欄の金額を記載します。	
5 「債務の免除を受けた金額⑬」 から「計⑮」までの各欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7(3)）の13から18までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表4）の13から18までの各欄の金額を記載します。	
6 「⑯の金額を控除する前の所得 ⑰」	第6号様式の⑯の欄の金額又は第6号様式別表5の⑰の欄の金額を記載します。	
7 「当期控除額⑱」	「1 この明細書の用途等」(2)(イ)又は(ロ)に掲げる法人は⑱の欄の金額、⑲の欄の金額又は⑳の欄の金額のうち最も少ない金	

	額を記載します。	
8「欠損金額等②」	⑤の「計」の欄の金額を記載します。	
9「調整前の控除未済欠損金額等⑤」	法人税法第57条第2項若しくは第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度にあつては、第6号様式別表12の③の欄の金額を記載します。	

第6号様式別表12、別表13、別表13の2及び別表13の3記載の手引

欄等	記載のしかた	留意事項
別表十二	<p>1 用途等</p> <p>(1) この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第2項から第4項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第21条第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第57条第2項から第4項まで若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出してください。</p> <p>(2) 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は令和2年旧法人税法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付してください。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください</p> <p>(4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。</p>	<p>この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7(1)付表1）に記載したところに準じて記載します。</p>
2 「法第72条の2第1項第1号 ・ に掲げる事業 第3号	<p>事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。</p>	
3 「欠損金額等の区分」の欄	<p>欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。</p>	
4 「調整後の控除未済欠損金額等①+② ③」	<p>当該法人との間に法人税法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が2以上あるときは、「②」とあるのは、「(②を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総額又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」として記載します。</p>	
<del>5</del> 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄	<p>法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載します。</p>	<p>法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、記載を要しません。</p>
<del>6</del> 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄	<p>法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載します。</p>	<p>法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、記載を要しません。</p>
<del>7</del> 「支配関係事業年度以後	<p>法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる</p>	

	の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄	法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）、令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令（以下「令和2年旧法人税法施行令」といいます。）第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）又は地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令（以下「平成29年旧法人税法施行令」といいます。）第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、⑨の欄及び⑩の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。	
別表十三	1 用途等	(1) この明細書は、法人が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する場合に該当する場合、令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する場合又は平成27年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる平成29年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の平成29年旧法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する場合に該当する場合に記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。 (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る特定資産譲渡等損失額となる金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7(1)付表2）に記載したところに準じて記載します。
	2 「法第72条の2第1項第1号 ・ に掲げる事業 第3号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
別表十三の二	1 用途等	(1) この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含みます。）又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧法人税法施行令（以下「読	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7(1)付表3）に記載したところに準じて記載します。

		<p>替え後の令和2年旧法人税法施行令」といいます。)第113条第1項(同条第4項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。</p> <p>(2) 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号又は読替え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の法人税法施行令第113条第1項又は読替え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付してください。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。</p> <p>(4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限ります。)にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。</p>	
	2 「法第72条の2第1項第1号 ・ に掲げる事業 第3号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
	3 「欠損金額等の区分」の欄	欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。	
別表十三の三	1 用途等	<p>(1) この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第5項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。</p> <p>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。</p> <p>(3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限ります。)にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。</p>	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書(別表7(1)付表4)に記載したところに準じて記載します。
	2 「法第72条の2第1項第1号 ・ に掲げる事業 第3号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
	3 「欠損金額等の区分」の欄	欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。	

## 第6号様式別表14記載の手引

### 1 この計算書の用途等

この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に併せて提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
3 「所得割の課税標準」又は「収入割の課税標準」の各欄	各申告書の法人の事業税の所得割又は収入割の「課税標準」の各欄の額をそれぞれ記載します。	
4 「税率」の各欄	法人の事業税の標準税率を記載します。	

## 第6号の2様式記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「事業種目」	「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
6「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
7「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の2イ又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第1号に定める金額	
8「道府県民税の申告書」	空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合には「確定」、これに係る修正申告の場合には「修正確定」と記載します。	
9「課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額①」	(1) 法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。 この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の総額（第10号様式の⑤の欄の金額）を記載します。	
10「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額②」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、⑥及び⑧の欄の金額の合計額を記載してください。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
11「法人税割額（①又は②× $\frac{100}{100}$ ）③」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は①の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は②の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、⑦及び⑨の欄の金額の合計額を記載してください。	税額の計算をする場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。
12「③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額④」	既に納付の確定した当期分の法人税割額のうち退職年金等積立金に対する法人税額に係る法人税割額に相当する金額を記載します。 ただし、当該事業年度において、第6号の3様式、第6号の	



	3 様式 (その 2) 又は第 6 号の 3 様式 (その 3) を提出した法人については、第 6 号の 3 様式、第 6 号の 3 様式 (その 2) 又は第 6 号の 3 様式 (その 3) の④の欄の金額を限度とします。	
13「この申告により納付すべき法人税割額③-④ ⑤」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
14「東京都に申告する場合の③の計算」(⑥から⑨までの各欄)	<p>(1) ⑥の欄は東京都の特別区のみ<sup>に</sup>事務所等を有する法人<sup>にあ</sup>っては①の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)にあ<sup>っ</sup>ては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。</p> <p>(2) ⑧の欄は東京都の市町村のみ<sup>に</sup>事務所等を有する法人<sup>にあ</sup>っては①の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあ<sup>っ</sup>ては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。</p> <p>ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載します。</p> $\text{法人税額} \times \frac{\text{東京都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$	東京都以外の道府県に申告する場合には、記載する必要はありません。

## 第6号の3様式記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 * 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かつこ内は除きます。）。
8「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の2ロ又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。） 第23条第1項第4号の5ロに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第2号若しくは第3号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号若しくは第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。 * 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第53条第1	

	<p>項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
11「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
13「円×⑤/12 ⑥」	<p>(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて記載します。</p> <p>(2) 東京都に申告する場合には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 東京都の特別区のみ事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道府県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額</p> <p>(ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額</p> <p>(ハ) 東京都の市町村のみ事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県の均等割額</p>	<p>(1) 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。</p> <p>(2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。</p>
14「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細(⑧から⑱までの各欄)」	<p>(1) ⑧から⑱までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。</p> <p>(2) ⑧の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑤の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) ⑱の欄は、⑧の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のこれらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第6号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。</p>	2以上の都道府県に事務所等を有する法人の⑱の欄は、⑨の欄の金額に⑧の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
15「所得割額⑳」、「付加価値割額㉑」、「資本割額㉒」、「収入割額㉓」	<p>(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額(㉔から㉖まで)をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、㉑及び㉒の各欄には金額を記載せず、㉓の欄の金額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を㉔の欄に記載します。</p> <p>(3) 通算子法人のこれらの欄の計算に当たっては、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した</p>	

	金額を記載します。 (4) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
16「前事業年度の特別法人事業税額(㉓) ㉔」	(1) 前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細において算出された㉓の欄の金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
17「特別法人事業税額㉕」	(1) ㉔の欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に6を乗じて算定します。 * 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
18「この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額㉖-㉗ ㉘」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
19「前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細」(㉙から㉛までの各欄)	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。㉙の欄について、軽減税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の㉚の欄の金額を、軽減税率不適用法人は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の㉛の欄の金額を記載します。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年度の所得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換算額を、当該期間の分割基準により算出した第10号様式の当該都道府県分を記載します。	(2)の場合には、第10号様式を添付してください。
20「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉜」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、㉔の欄に記載した金額と㉘の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
21「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。	

## 第6号の3様式（その2）記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 * 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かつこ内は除きます。）。
8「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の2ロ又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。） 第23条第1項第4号の5ロに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第2号若しくは第3号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号若しくは第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。	

	<p>* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
11「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
13「円×⑤/12 ⑥」	<p>(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて記載します。</p> <p>(2) 東京都に申告する場合には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 東京都の特別区のみ事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ハ) 東京都の市町村のみ事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県の均等割額</p>	<p>(1) 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。</p> <p>(2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。</p>
14「所得割額⑨」、「付加価値割額⑩」、「資本割額⑪」	<p>(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額（⑥から⑦まで）をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑩及び⑪の各欄には金額を記載せず、⑥から⑦までの各欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑨の欄に記載します。</p> <p>(3) 通算子法人のこれらの欄の計算に当たっては、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
15「収入割額⑫」	<p>(1) 前事業年度の収入割の金額（⑧の欄の金額）を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を記載します。</p> <p>* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て</p>	

	た金額を記載します。	
16「所得割額⑬」、「付加価値割額⑭」、「資本割額⑮」、「収入割額⑯」	<p>(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額(㉞から㉟まで)をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑭及び⑮の各欄には金額を記載せず、㉞から㉟までの各欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑯の欄に記載します。</p> <p>(3) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号イに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑬の欄には金額を記載せず、㉞と㉟の各欄の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑯の欄に記載します。</p> <p>(4) 通算子法人のこれらの欄の計算に当たっては、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
17「前事業年度の特別法人事業税額(㉞の金額)⑰」	<p>(1) 前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細において算出された㉞の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
18「特別法人事業税額⑱」	<p>(1) ⑰の欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に6を乗じて算定します。</p> <p>* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
19「この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額⑲-㉑ ㉒」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
20「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉓」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と㉓の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
21「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。	
22「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細(㉔から㉖までの各欄)」	<p>(1) ㉔から㉖までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。</p> <p>(2) ㉔の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑤の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) ㉕の欄は、㉔の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のこれらの欄は、</p>	2以上の都道府県に事務所等を有する法人の㉔の欄は、㉔の欄の金額に㉔の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。

	それぞれの欄に対応する前事業年度の第6号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。	
23「前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細」(㉔から㉗までの各欄)	<p>(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。㉔の欄について、軽減税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の㉔の欄の金額を、軽減税率不適用法人は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の㉔の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年度の法第72条の2第1項各号に掲げる事業の区分ごとに所得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換算額を、当該期間の分割基準により算出した第10号様式の当該都道府県分を記載します。</p>	(2)の場合には、第10号様式を添付してください。



## 第6号の3様式（その3）記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人（同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含みます。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 * 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かっこ内は除きます。）。
8「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の2ロ又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。） 第23条第1項第4号の5ロに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第2号若しくは第3号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号若しくは第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。	

	<p>* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
11「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
13「円×⑤/12 ⑥」	<p>(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて記載します。</p> <p>(2) 東京都に申告する場合には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 東京都の特別区のみならず事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ハ) 東京都の市町村のみならず事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県の均等割額</p>	<p>(1) 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。</p> <p>(2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。</p>
14「所得割額⑨」、「付加価値割額⑩」、「資本割額⑪」	<p>(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額（④から⑥まで）をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑩及び⑪の各欄には金額を記載せず、⑨から⑥までの各欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑨の欄に記載します。</p> <p>(3) 通算子法人のこれらの欄の計算に当たっては、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
15「収入割額⑫」	<p>(1) 前事業年度の収入割の金額（⑥の欄の金額）を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を記載します。</p> <p>* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て</p>	

	た金額を記載します。	
16「所得割額⑬」、「付加価値割額⑭」、「資本割額⑮」、「収入割額⑯」	<p>(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額(⑮から⑰まで)をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑭及び⑮の各欄には金額を記載せず、⑱から⑳までの各欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を㉑の欄に記載します。</p> <p>(3) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号イに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑬の欄には金額を記載せず、㉒と㉓の各欄の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を㉑の欄に記載します。</p> <p>(4) 通算子法人のこれらの欄の計算に当たっては、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
17「付加価値割額⑰」、「資本割額⑱」、「収入割額⑲」	<p>(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額(㉔から㉖まで)を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を記載します。</p> <p>* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
17「前事業年度の特別法人事業税額(㉗の金額)㉘」	<p>(1) 前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細において算出された㉗の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
18「特別法人事業税額㉙」	<p>(1) ㉘の欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に6を乗じて算定します。</p> <p>* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
19「この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額㉚-㉛ ㉜」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
20「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉝」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、㉜の欄に記載した金額と㉘の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
21「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係	

	る通算親法人の事業年度の期間を記載します。	
22「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」 (㉔から㉖までの各欄)	<p>(1) ㉔から㉖までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。</p> <p>(2) ㉔の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑤の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) ㉕の欄は、㉔の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のこれらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第6号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。</p>	2以上の都道府県に事務所等を有する法人の㉕の欄は、㉔の欄の金額に㉔の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
23「前事業年度の事業税額の明細」及び「前事業年度の特別法人事業税額の明細」(㉗から㉙までの各欄)	<p>(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。㉘の欄について、軽減税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の㉔の欄の金額を、軽減税率不適用法人は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の㉕の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年度の法第72条の2第1項各号に掲げる事業の区分ごとに所得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換算額を、当該期間の分割基準により算出した第10号様式の当該都道府県分を記載します。</p>	(2)の場合には、第10号様式を添付してください。

## 第7号様式記載の手引

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
第七号様式（その一） 1 用途等	この明細書は、控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。 なお、内国法人が法第53条第37項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第53条第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載してください。	
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3 「政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。	道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の1を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
4 「所得税等の額①」	法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の5の欄の金額を記載します。	
5 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」	法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の31の欄の金額を記載します。	
6 「法人税の控除額③」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表17（3の6））の3の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表17（3の6））の11の欄の金額を記載します。	
7 「地方法人税の控除額④」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表17（3の6））の4の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の7の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の8の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を、連結申告法人にあつては地方法人税の明細書（別表2付表3）の16の欄の金額を記載します。	
8 「各道府県ごとに控除する金額の明細」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) 都道府県ごとの⑨の欄の計算は⑥の欄の金額を各都道府県ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相	

		<p>当額又は個別控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(3) ⑩の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑨の欄の金額）を加算した金額を記載します。</p>	
第七号様式（その二）	1 用途等	<p>(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号様式（その1）に代えて使用して差し支えありません。</p> <p>(2) この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。</p> <p>(3) 内国法人が法第53条第37項及び第321条の8第37項又は令和2年旧法第53条第25項及び第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載してください。</p>	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の従業者数を政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、これらの従業者数を政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	市町村民税の従業者数を政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の6を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
	4 「所得税等の額①」	法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の5の欄の金額を記載します。	
	5 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」	法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の31の欄の金額を記載します。	
	6 「法人税の控除額③」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表17（3の6））の3の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表17（3の6））の11の欄の金額を記載します。	
	7 「地方法人税の控除額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表17（3の6））の4の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の7の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の8の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を、連結申告法人にあっては地方法人税の明細書（別表2付表3）の16の欄の金額を記載します。	
	8 「各都道府県・各市町村ごとに控除する金額の明細」	<p>2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第7</p>	東京都の特別区に事務所等を有する法人の特別区の⑪の欄、⑭の欄及び特別区以外の⑩の欄には次の金額を記載します。

項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書及び政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。

(2) ⑩及び⑬の各欄の計算は、⑥の欄の金額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。

ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、⑥の(イ)及び(ロ)の各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額(⑯及び⑰の各欄の金額の合計額)を控除した額となります。

(3) ⑪の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑧の欄の金額)を控除し、税額控除超過額相当額の加算額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑨の欄の金額)を加算した金額を記載します。

(4) ⑭の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額(第20号様式の⑤の税額の欄又は⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第20号様式の⑦の欄の金額)を控除し、税額控除超過額相当額の加算額(第20号様式の⑧の欄の金額)を加算した金額を記載します。

(1) 東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人(他の道府県に事務所等を有する法人に限る。)

(イ) 特別区分の⑩の欄

特別区に存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑳の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額を控除した金額

(ロ) 特別区分の⑭の欄

東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑳の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額を控除した金額

(2) 特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有する法人

(イ) 特別区分の⑩の欄

特別区に存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑮の欄の金額(同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑰の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額)に40分の5.7の割合を乗じた金額を控除した金額

第7号の3様式の⑳の欄の金額×同様式の⑮の欄の金額÷(同様式の⑮の欄の金額+同様式の⑰の欄の金額)

(ロ) 特別区分の⑭の欄

東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑮の欄の金額(同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑰の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額)に40分の34.3の割合

			<p>を乗じた金額を控除した金額</p> <p>第7号の3様式の㉔の欄の金額×同様式の㉕の欄の金額／（同様式の㉕の欄の金額＋同様式の㉖の欄の金額）</p> <p>(ハ) 特別区以外分の㉑の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額を控除した金額</p> <p>第7号の3様式の㉔の欄の金額－（イ）において道府県民税の法人税割相当額から控除する金額＋（ロ）において市町村民税の法人税割相当額から控除する金額）</p> <p>(3) (1)及び(2)の計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>
--	--	--	---



第7号の2様式及び第7号の2様式別表1から別表7まで記載の手引

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項	
第七号の二様式（その一）	1 用途等	この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の1を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
	4 「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の1の欄を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表6の3）の1の欄の金額を記載します。	
	5 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
	6 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
	7 「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
	8 「⑨又は当初申告税額控除額⑩」	(1) (2)に規定する場合（(3)に規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額⑩」を抹消します。 (2) 通算法人の適用事業年度について法第53条第39項の規定の適用を受ける場合（(3)に規定するときを除きます。）には、「⑨又は」を抹消します。 (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項（第1号及び第3号に係る部分に限ります。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項の規定の適用を受けると	

		<p>きは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき⑩の欄の金額として計算される金額を記載します。</p>
9 「前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」	<p>(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。なお、各欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p> <p>(2) ⑩の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第20項又は令和2年旧政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5（その1）の⑦の欄の金額</p> <p>(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第27項又は令和2年旧政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その1）の⑤の欄の金額</p>	
10 「各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この記載の手引中において「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) 都道府県ごとの⑩の欄の計算は⑩、⑪及び⑫の各欄の金額の合計額を各都道府県ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(3) ⑬の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑨の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑩の欄の金額）を控除した金額を記載します。</p> <p>また、道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑭の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。</p>	
1 用途等	(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が外国に	

第七号の二様式（その二）	<p>において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式（その1）に代えて使用して差し支えありません。</p> <p>(2) ⑧から⑮までの各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。</p>	
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3 「政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、これらの額を政令第9条の7第6項本文及び第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の6を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
4 「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)の1の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の1の欄を、外国法人にあつては法人税の明細書（別表6の3）の1の欄の金額を記載します。	
5 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
6 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
7 「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
8 「市町村民税の控除限度額⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の6を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の4様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
9 「⑩又は当初申告税額控除額⑪」	(1) (2)に規定する場合（(3)に規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額⑩」を抹消します。 (2) 通算法人の適用事業年度について法第53条第39項及び第321	

	<p>条の8第39項の規定の適用を受ける場合（(3)に規定するときを除きます。）には、「㉑又は」を抹消します。</p> <p>(3) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項（第1号及び第3号に係る部分に限ります。）及び第321条の8第40項（第1号及び第3号に係る部分に限ります。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき㉑の欄の金額として計算される金額を記載します。</p>	
<p>10「当期分として算定した法人税割額㉑」</p>	<p>㉑若しくは㉓の各欄の金額又は第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の㉗の欄の金額から特定寄附金税額控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の㉘の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の㉙の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の㉚の欄の金額）を控除した金額を記載します。</p>	<p>東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人を除きます。）の特別区分の都民税法人税割額は次の金額を記載します。</p> <p>(1) 道府県民税相当分（上段）特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の㉑の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額及び第7号様式（その2）の㉙の上段の欄の金額を控除した金額</p> <p>(2) 市町村民税相当分（下段）東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(1)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の㉑の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額及び第7号様式（その2）の㉙の下段の欄の金額を控除した金額</p> <p>(3) (1)及び(2)の計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>
<p>11「前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」</p>	<p>(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税及び市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。</p> <p>(2) 「道府県民税」の各欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p> <p>(3) 「市町村民税」の各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項</p>	

	<p>の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p> <p>(4) 「当期分」の欄は、「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の金額のうち、当期において「当期分として算定した法人税割額⑭」の欄の金額から控除できない金額があるとき、当該控除できない金額を記載します。</p> <p>(5) 「翌期繰越額計」の欄は、前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の「計」及び「当期分」の欄の翌期繰越額の合計額を記載します。</p> <p>(6) ⑯の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は令和2年旧政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5(その2)の⑦の欄の金額</p> <p>(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項又は令和2年旧政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6(その2)の⑤の欄の金額</p>	
<p>12「各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」</p>	<p>2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第6項及び第48条の13第7項又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文及び第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては、算定期間の末日現在の従業者の数を記載し、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第6項及び第48条の13第7項又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書及び第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) ⑱及び⑳各欄の計算は、㉑、㉒及び㉓各欄の金額の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、㉑、㉒及び㉓各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額(㉔及び㉕各欄の金額の合計額)を控除した額となります。</p> <p>(3) ㉖の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑧の欄の金額)を控除し、税額控除超過額相当額の加算額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑨の欄の金額)を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑩の欄の金額)を控除した金額を記載します。</p> <p>また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の㉗の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額(100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から同表の⑦の欄の金額を控除し</p>	<p>東京都の特別区に事務所等を有する法人の特別区の㉘の欄、㉙の欄及び特別区以外の㉚の欄には次の金額を記載します。</p> <p>(イ) 東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人(他の道府県に事務所等を有する法人に限る。)</p> <p>(ロ) 特別区分の㉘の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の㉘の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額及び第7号様式(その2)の㉙の欄の金額を控除した金額</p> <p>(ハ) 特別区分の㉚の欄 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の㉘の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額及び第7号様式(その2)の㉙の欄の金額を控除した金額</p> <p>(ニ) 特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有</p>

た金額を記載してください。

- (4) ㉓の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の税額の欄又は同様式の⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第20号様式の⑦の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第20号様式の⑧の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額（第20号様式の⑨の欄の金額）を控除した金額を記載します。

また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の㉔の欄は、第20号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。

する法人

- (イ) 特別区分の㉑の欄

特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑮の欄の金額（同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑰の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に40分の5.7の割合を乗じた金額及び第7号様式（その2）の⑫の欄の金額を控除した金額 第7号の3様式の⑳欄の金額×同様式の⑮欄の金額／（同様式の⑮欄の金額+同様式の⑰欄の金額）

- (ロ) 特別区分の㉒の欄

東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑮の欄の金額（同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑰の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に40分の34.3の割合を乗じた金額及び第7号様式（その2）の⑮の欄の金額を控除した金額 第7号の3様式の⑳欄の金額×同様式の⑮欄の金額／（同様式の⑮欄の金額+同様式の⑰欄の金額）

- (ハ) 特別区以外分の㉑の欄

特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額及び第7号様式（その2）の⑫の欄の金額を控除した金額

第7号の3様式の㉑

			<p>の欄の金額－（イ）において道府県民税の法人税割相当額から控除する金額＋（ロ）において市町村民税の法人税割相当額から控除する金額）</p> <p>(3) (1)及び(2)の計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>
別表一	1 用途等	<p>(1) この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付してください。</p> <p>(2) この明細書の各欄に記載する金額は、第7号の2様式の明細書及び法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載します。</p>	
	2 「法人名」	<p>法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。</p>	
	3 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	<p>(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第8項又は令和2年旧政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の㉑の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の㉒の欄の金額</p> <p>(2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第8項又は令和2年旧政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の㉓の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の㉔の欄の金額</p>	
別表二	1 用途等	<p>この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付してください。</p>	
	2 「法人名」	<p>法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。</p>	
	3 「法人税の控除限度額①」	<p>連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の18の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の13の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表6の3）の11の欄の金額を記載します。</p>	
	4 「従業者数②」	<p>算定期間の末日現在の従業者の数を各都道府県ごとに記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存す</p>	

		る区域の事務所等の従業者数と当該区域以外の都の区域の事務所等の従業者数とに区分して記載します。	
	5「②で按分した法人税の控除限度額④」	①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額(当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	6「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の区域に事務所等を有する法人にあつては、特別区の存する区域の従業者数に対応する欄には、当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を記載します。	
	7「道府県民税の控除限度額⑥」	各都道府県ごとの④の欄の金額に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
	8「補正後の従業者数⑧」	各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の1で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てて記載します。	
別表三	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第8項又は令和2年旧政令第9条の7第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除余裕額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。)とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	4「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第69条若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2)の17の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の11の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。



		(3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	
	5「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
	6「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」	次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	7「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」	⑤の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2の2))の21の欄の金額を記載します。	
	8「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は⑤×⑦/⑥」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。	
別表四	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除余裕額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の17の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	6「当該法人の外国の法人税等の額⑦」	⑥の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2の2))の21の欄の金額を記載します。	
別表五(そ	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第20項又は令和2年旧政令第9条の7第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その1)の明細書に添付してください。 なお、①及び④から⑦までの各欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1	

の 一 )	項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の⑩の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の⑩の欄の金額	
4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の17の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
5 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
別 表 五 ( そ の 二 )  1 用途等	(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は令和2年旧政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式別表5(その1)に代えて使用して差し支えありません。 (2) この明細書の①及び④から⑦までの各欄は、次のとおり記載します。 (イ) 「道府県民税」の各欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。 (ロ) 「市町村民税」の各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑩の欄の金額	

		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑧の欄の金額	
	4「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の17の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
別表六(その一)	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第27項又は令和2年旧政令第9条の7第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その1)の明細書に添付してください。 なお、①、④及び⑤の各欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の⑩の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の17の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
別表六(その二)	1 用途等	(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項又は令和2年旧政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式別表6(その1)に代えて使用して差し支えありません。 (2) この明細書の①、④及び⑤の各欄は、次のとおり記載します。 (イ) 「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	

		(ロ) 「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑬の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の17の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
別表七(その一)	1 用途等	この明細書は、通算法人(通算法人であった法人を含みます。以下同じです。)が法第53条第42項又は第43項(これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書、第7号の2様式(その1)の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。 この明細書には、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額の控除に関する事項を記載した同様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書、第7号の2様式(その1)の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「税額控除不足額相当額⑤-①又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」	(1) 通算法人の対象事業年度について第53条第44項の規定の適用を受ける場合(②に規定する既に修正申告等があった場合を除きます。)には、「⑤-①又は」を抹消します。 (2) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき同条第44項の規定の適用を受けるとき(以下別表7(その1)記載の手引において「既に修正申告等があった場合」といいます。)は、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの(以下別表7(その1)記載の手引において「直近修正申告書等」といいます。)に基づき⑥の欄の金額として計算される金額を記載します。 (3) (1)の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。	
	4「税額控除超過額相当額①-⑤又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」	(1) 通算法人の対象事業年度について第53条第44項の規定の適用を受ける場合(既に修正申告等があった場合を除きます。)には、「①-⑤又は」を抹消します。 (2) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき⑦の欄の金額として計算される金額を記載します。 (3) (1)の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、	

		「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。	
	5 「各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細」	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「政令第9条の7第6項ただし書の適用の有無」の欄は、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(2) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人にあつては第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(3) 都道府県ごとの⑩の欄の計算は⑨の欄の金額を各都道府県ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した税額控除超過額相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>	
別表七（その二）	1 用途等	<p>この明細書は、通算法人が法第53条第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。）及び第321の8第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書、第7号の2様式（その2）の明細書又は第10号の3様式の更正請求書の明細書に添付してください。</p> <p>なお、この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。</p> <p>この明細書には、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式（その2）及び同様式別表1から別表6（その2）までの明細書又は第7号の2様式（その1）及び同様式別表1から別表6（その1）まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式（その2）及び同様式別表1から別表6（その2）までの明細書又は第7号の2様式（その1）及び同様式別表1から別表6（その1）まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付してください。</p>	
	2 「法人名」	<p>法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書、第7号の2様式（その2）の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。</p>	
	3 「税額控除不足額相当額⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」	<p>(1) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「⑤－①）又は」を抹消します。</p> <p>(2) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項及び第321条の8第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受けるとき（以下別表7（その2）記載の手引において「既に修正申告等があった場合」といいます。）は、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（以下別表7（その2）記載の手引において「直近修正申告書等」といいます。）に基づき⑥の欄の金額として計算される金額を記載します。</p> <p>(3) (1)の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。</p>	

<p>4「税額控除超過額相当額(①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」</p>	<p>(1) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合(既に修正申告等があった場合を除きます。)には、「(①-⑤)又は」を抹消します。</p> <p>(2) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき⑦の欄の金額として計算される金額を記載します。</p> <p>(3) (1)の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。</p>	
<p>5「各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細」</p>	<p>2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「政令第9条の7第6項ただし書の適用の有無」及び「政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無」の各欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書及び第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文及び第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(2) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文及び第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書及び第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては第7号の2様式別表2の⑧及び第20号の4様式別表2の⑧の各欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(3) 都道府県ごとの⑩及び⑪の各欄の計算は⑨の(イ)及び(ロ)の各欄の金額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した税額控除超過額相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の加算すべき税額控除超過額相当額は、⑨の(イ)及び(ロ)の各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の加算すべき税額控除超過額相当額の合算額(⑫及び⑬の各欄の金額の合計額)を控除した額となります。</p>	

## 第7号の3様式記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に対して提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。
- (2) 寄附金を受けた地方公共団体（法附則第8条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第8条の2の2第1項又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいいます。）が当該寄附金の受領について交付する受領証（地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類をいいます。以下同じです。）の写しも併せて添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項	
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。		
2「1. 特定寄附金に関する明細」の各欄	受領証に記載された内容を記載します。		
3「2. 特定寄附金額の按分の計算」	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「適用する事業税の分割基準」の欄、「事業税」の(イ)の欄及び「道府県民税・都民税」の(ハ)の欄は第10号様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載します。</li> <li>(2) (ロ)の欄は、②の欄の金額を⑥の(イ)の欄の数値で除して1単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1単位当たりの特定寄附金の額に③の(イ)の欄の数値を乗じて得た額を記載します。</li> <li>(3) (ニ)の各欄は、②の欄の金額を⑥の(ハ)の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に③の(ハ)、④の(ハ)又は⑤の(ハ)の欄の数値を乗じて得た額を記載します。</li> <li>(4) (ロ)の欄及び(ニ)の各欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を記載します。</li> <li>(5) 異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る按分後の特定寄附金の額ごとにこれらの数値を併記します。この場合において、②の欄の金額を按分した額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて計算してください。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人又は東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人が記載します。</li> <li>(2) 1単位当たり又は1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てます。</li> </ol>	
事業税	4「特定寄附金の額⑦」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人は③の(ロ)の欄の金額、その他の法人は②の欄の金額を記載します。 また、異なる分割基準が適用される場合には、③の(ロ)の欄に併記した金額の合計額を記載してください。	
	5「控除額⑧」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
	6「控除対象事業税額⑨」	第6号様式の④⑩、第6号様式（その2）の④⑩又は第6号様式（その3）の④⑩の欄の金額を記載します。	
道府県民税・都民税	7「特定寄附金の額⑫」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人又は東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人は③の(ニ)の欄の金額を記載し、その他の法人は②の欄の金額を記載します。	
	8「控除額⑬」	東京都に事務所等を有する法人は⑬の欄の金額と⑭の欄の金額の合計額を記載し、その他の法人は⑫の欄の金額に100分の5.7を乗じた金額を記載します。	1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
	9「東京都に申告する場合の⑬の計算」（⑭から⑰までの各欄）	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ⑭の欄 特別区にのみ国内の事務所等を有する法人は②の欄の金額を記載し、特別区と道府県とに事務所等を有し、東京都の市町村に事務所等を有しない法人は③の(ニ)の欄の金額を記載し、特別区と東京都の市町村とに事務所等を有する法人は④の(ニ)の欄の金額を記載します。なお、特別区に事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東京都以外の道府県に申告する場合には、記載する必要はありません。</li> <li>(2) ⑬の欄又は⑭の欄に1円未満の端数があるとき</li> </ol>

	<p>務所等を有しない法人は「0」を記載してください。</p> <p>(2) ⑩の欄 東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する法人は②の欄の金額を記載し、東京都の市町村と道府県とに事務所等を有し、特別区には事務所等を有しない法人は③の(=)の欄の金額を記載し、特別区と東京都の市町村とに事務所等を有する法人は⑤の(=)の欄の金額を記載します。なお、東京都の市町村に事務所等を有しない法人は「0」を記載してください。</p>	<p>は、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>
10「税額控除上限額⑱」	<p>1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	



## 第10号様式記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2以上の都道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。))第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限り、第6号の3様式(その2)(法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限り)若しくは第6号の3様式(その3)(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限り)の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の都道府県知事に対しては、写し1通を添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。この場合において、都道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出してください。この場合において、都道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「 第1号 ・ 第2号 ・ 第3号 ・ 第4号 」 法第72条の2第1項 に掲げる事業	事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲んでください。	
3「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合には、法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。))の「法人税額計」の欄(10の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。 なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の10の欄)の金額の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
4「試験研究費等の額に係る法人税額の特別控除額②」	第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合には、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(9))の22の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。))第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	<p>(2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（14））の11の欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6（16））の14又は28の各欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（20））の25の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（21））の25の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（22））の19の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（23））の18の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（24））の39の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（25））の10の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（31））の32の欄又は法人税の明細書（別表6（28））の22の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（32））の20の欄の金額</p> <p>(12) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の12の7第4項（事業適応設備を取付した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（33））の35の欄の金額</p>	
5 「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合に、第6号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及

		<p>び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。</p> <p>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
6「退職年金等積立金に係る法人税額④」	<p>第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）又は第6号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。</p>	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。</p> <p>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
7「差引計⑤」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書を提出する法人</p> <p>(イ) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人 ①+②-③+④の金額</p> <p>(ロ) 通算法人及び通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。） 第6号様式別表1の⑩の欄の金額</p> <p>(ハ) 連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。） 第6号様式別表1の3の⑦の欄の金額</p> <p>(ニ) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人 第6号様式別表1の2の④の欄の金額</p> <p>(2) 第6号の2様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額</p>	
8「所得金額」（⑥から⑩までの各欄）	<p>第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）又は第6号の3様式、第6号の3様式（その2）若しくは第6号の3様式（その3）の申告書に添付する場合に次に掲げる所得の区分に応じ、次に定めるとおり記載します。この場合において、これらの各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る所得</p> <p>(イ) ⑥から⑧までの各欄は、所得の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはその金額を⑥の欄に、年400万円を超え年800万円（その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ⑥及び⑦の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ⑥、⑦及び⑧の各欄に記載します。</p> <p>(ロ) ⑩の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外</p>	<p>(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必要はありません。</p> <p>(2) (イ)において、その事業年度が1年に満たない場合、所得の金額が400万円を超え800万円以下であるときの⑦の欄の金額は、所得の金額から⑥の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、所得の金額が800万円を超えるときの⑧の欄の金額は、所得の金額から⑥及び⑦の各欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出します。</p> <p>(3) 法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率</p>

		<p>形対象法人) (令和4年4月1日以後に開始する事業年度に限り) 及び法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。</p> <p>(2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る所得 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が所得の総額を⑩の欄に記載します。</p>	<p>の適用されない法人とは、事業年度の末日(解散した法人にあっては、解散の日)において3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p>
9 「付加価値額⑪」		<p>第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イ若しくは同項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人がそれぞれの事業に係る第6号様式別表5の2の⑪の欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
10 「資本金等の額⑫」		<p>第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イ若しくは同項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人がそれぞれの事業に係る第6号様式別表5の2の⑫の欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
11 「収入金額⑬」		<p>第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第2号、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人が、次に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。)及びガス供給業(法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を除きます。)を行う法人にあっては第6号様式別表6の⑬の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑮の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑰の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑲の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の㉓の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑭の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑯の欄の金額を記載します。</p> <p>(4) この金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
12 「事務所又は事業所」		<p>同一都道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載します。</p>	
事業税	13 「分割基準(単位= )」	<p>「(単位= )」には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載します。</p>	
	14 「事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄	<p>(1) 事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。</p> <p>(2) 上段の( )内には、法第72条の48第4項第1号ただし書に規定する事業所等(以下「工場である事業所等」といいます。</p>	<p>本社と工場が併置されている場合、工場と支店等が併置されている場合には、それぞれに属する従業者数</p>

		す。)について、同号ただし書の規定を適用する前の当該工場である事業所等の従業者数を記載します。 (3) 事務所又は事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき、その軌道の単線換算キロメートル数に端数があるとき又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	は別行に区分して記載します。
	15「分割課税標準額」 (⑭から⑳までの各欄)	(1) 事業税の「課税標準の総額」の各欄(⑨の欄を除きます。)の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1単位当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。 (2) 各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた金額を記載します。	電気供給業若しくは製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により按分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
道府県民税	16「分割基準」	事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。なお、東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については各市町村ごとに記載してください。	事業税の分割基準の数値と一致する場合には記載する必要はありません。
	17「分割課税標準額⑳」	(1) 道府県民税の「課税標準の総額」の⑤の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載してください。 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については、各市町村ごとに記載します。

分割基準については、次の取扱いによってください。

## 1 道府県民税

分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所又は事業所にあつては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。

(1) 算定期間の中で新設された事務所又は事業所

$$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止された事務所又は事業所

$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が少ない数の2倍を超える事務所又は事業所

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

## 2 事業税

- (1) 分割基準は、次に掲げる事業についてそれぞれ次に定めるところによります。
- (イ) 製造業 課税標準額の総額を事業年度終了の日の事務所又は事業所の従業者の数（道府県民税に関する部分の(1)から(3)までに掲げる事務所又は事業所に該当する場合には、当該(1)から(3)までに準じて算定した数。以下同じです。）に按分します。
- なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者については、その従業者の数にその数（その数が奇数の場合には、その数に1を加えた数）の2分の1に相当する数を加えた数により算定します。
- (ロ) 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。
- (イ) 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして規則第3条の14第1項で定めるものを含まず。） 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日。以下同じです。）現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。
- (ii) 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業（以下「一般送配電事業」といいます。）、同項第10号に規定する送電事業（以下「送電事業」といいます。）（これに準ずるものとして規則第6条の2第1項で定めるものを含まず。）、同法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業（以下「配電事業」といいます。）及び同項第12号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。
- (一) (ロ)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事務所又は事業所の所在する道府県において事業年度終了の日現在に発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます。以下同じです。）と電氣的に接続している電線路（電圧が66キロボルト以上のものに限り。以下同じです。）の電力の容量に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (二) 事務所又は事業所の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (iii) 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして規則第3条の14第2項で定めるものを含まず。）及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。
- (一) (ロ)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの発電所の用に供する有形固定資産の価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (二) 事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (ハ) ガス供給業及び倉庫業 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (ニ) 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事業年度終了の日における軌道の単線換算キロメートル数に按分します。
- (ホ) その他の事業 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。
- (2) 電気供給業を行う法人が規則第6条の2の2第5項の規定の適用を受ける場合には、その旨を記載するとともに、その明細書を添付する必要があります。
- (3) 分割基準を異にする事業を併せて行う場合には、主たる事業の分割基準によります。
- なお、異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る分割課税標準額ごとにこれらの数値を併記します。
- (4) 電気供給業に係る分割基準が二以上である法人の課税標準額の総額の分割については、(3)にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める分割基準によります。
- (イ) 一般送配電事業、送電事業又は配電事業と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)(ロ)(ii)に定める分割基準
- (ロ) 発電事業（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいいます。以下同じです。）と一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)(ロ)(iii)に定める分割基準
- (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準
- (5) (4)の場合において、法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときは、(3)及び(4)にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定し、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、(4)の(イ)から(ハ)までに定める分割基準に、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によります。
- (6) 法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合には、(3)から(5)までにかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分については(1)(ニ)に定める分割基準に、これらの事業以外の事業に係る部分はこれらの事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準によります。

## 第11号様式記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、都道府県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する公共法人（法人税法第2条第5号の公共法人）及び公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を含む。）で法人税を課されないもの（法第25条の規定により非課税となるものを除きます。）が道府県民税の均等割を申告する場合に使用します。
- (2) この申告書は、4月30日までに事務所等所在地の都道府県知事に1通を提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
3 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って記載します。	
4「同左の月数①」	この月数は、暦により計算し、1月に満たないときは、1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	
5「この申告によって納付すべき道府県民税の均等割額②」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合には、「東京都に納付すべき均等割額②の計算」の欄の金額を合計した金額又は第6号様式別表4の3の⑧の欄の金額を記載します。	
6「東京都に申告する場合の②の計算」	この欄は、法人が東京都に申告する場合に次のように記載します。この場合において、その税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (1) 「特別区の区域分」の欄は、東京都の特別区のみならず事務所等又は寮等を有する法人は、主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額を、東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人は、道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額を記載します。 (2) 「市町村の区域分」は、東京都の市町村のみならず事務所等又は寮等を有する法人が事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額を記載します。	